

資料 2

觀光立國推進基本計画 (素案)

目 次

第1 観光立国実現に関する施策についての基本的な方針	
1. はじめに	1
2. 基本的な方針	5
3. 計画期間	7
第2 観光立国実現に関する目標	
1. 前観光立国推進基本計画の目標の達成状況	8
2. 観光立国の推進に関する目標	12
第3 観光立国実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策	
1. インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立	18
(1) 混雑・マナー違反等の個別課題への対応	18
① 過度の混雑対策	18
I 観光客が集中する地域の受入環境の充実（パークアンドライドの実施等）	18
II 乗降時や車内等の混雑緩和（手ぶら観光の推進等）	19
III 輸送力の増強による「観光の足」の確保	20
IV 需要に応じた入域管理や予約制の導入	21
V 需要の分散・平準化（混雑状況の見える化による混雑回避の誘発等）	22
② マナー違反対策	22
③ その他のインバウンドの増加に伴う対応	23
④ 地域一体となった持続可能な観光地域づくりの推進	25
⑤ 出入国に関する措置等の受入体制の確保	27
(2) 地方誘客の推進による需要分散	28
① 地方の観光地の魅力向上・地方誘客	28
I 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成	28
II 地方誘客、地域周遊・長期滞在を促進するための中長期な戦略に基づく取組の推進	29
III 戦略的な訪日プロモーションの実施	29
IV 大規模イベントを活用した情報発信	31
V 各分野と連携した情報発信	31
② 地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実	34
I ハード・ソフト両面での地域の観光資源の磨き上げ	34
II 歴史資源の観光活用	35
III 文化資源の観光活用	35

IV	自然資源の観光活用	39
V	食の観光活用	41
VI	スポーツの観光活用	42
VII	その他の観光資源の活用	43
(3)	高付加価値旅行者の受入環境整備	45
(4)	MICE 誘致・開催	46
(5)	地方部への交通ネットワークの機能強化	48
(6)	ストレスフリーな観光の推進	56
(3)	国際相互交流の促進	57
2.	国内交流・アウトバウンド拡大	60
(1)	国内旅行需要の平準化の促進	60
(2)	新たな交流市場の開拓	60
(3)	国内交流の活性化	62
(4)	観光復興に向けた再生支援	64
(5)	アウトバウンドの促進	65
3.	観光地・観光産業の強靭化	68
(1)	観光地の強靭化	68
(2)	持続可能性を高めるためのインバウンド市場・観光コンテンツの多様化	74
	I 戰略的な訪日プロモーションの実施	74
	II 地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実	74
(3)	観光DX・地域交通DXの推進	74
(4)	観光産業の経営力強靭化	76
(5)	健全な競争環境の整備	77
(6)	観光人材の確保	77
(7)	多様なニーズに対応した受入環境整備	78
(8)	休暇の分散・旅行需要の平準化	79
(9)	災害・感染症危機・テロ対策等安全・安心な滞在環境の実現	79

第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

1.	多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化	84
2.	政府が一体となった施策の推進	86
3.	施策の推進状況の点検と計画の見直し	86
4.	地域単位の計画の策定	86
5.	おわりに	87

観光立国推進基本計画

～持続的に発展していく観光を目指して～

第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

1. はじめに

旅のもたらす感動や満足感は、ウェルビーイングの向上に直結し、生活に豊かさをもたらす。観光は、地域の魅力に触れ、文化・歴史等を学び、理解を深めるだけでなく、社会貢献や地域交流の機会にもなる。とりわけ、少子高齢化・人口減少が進む中、観光は、国内外からの交流人口・関係人口の拡大を通じて、活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を可能にする。加えて、観光を通じて世界の人々と交流する機会を持つことは、草の根から外交や安全保障を支え、国際社会の平和の基盤を築く国際相互理解の促進にも大きく寄与するものである。また、都市部への人口流入等により、地方の稼ぐ力が低下している中、観光産業は今や自動車産業（17.6兆円）¹に次ぐ第2の輸出産業として成長しており、地域経済・日本経済の発展をリードする戦略産業となっている。このように、観光は、経済、社会、国際等の様々な観点で極めて重要な意義を有している。

そもそも「観光」の語源は、平成12年（2000年）に取りまとめられた観光政策審議会答申²によれば、四書五経の一つ『易經』の一文「觀國之光（国の光を觀る）」であるとされている。同答申によれば、この語は「国の文化、政治、風俗をよく觀察すること」、「国の風光・文物を外部の人々に示すこと」といった意味・語感を有していたとされているが、同答申の取りまとめから四半世紀を経過した今もなお、そして今後も、観光の持つ根源的な意味・意義は変わらないものである。

こうした観光の普遍的価値を、持続的に国を発展させ、同時に国を魅力的にし、国民生活を豊かにしていくためのエンジンとして活用していくことこそが、まさに観光立国と言えよう。

これまで、政府においては、観光立国の実現に向け、4次にわたる観光立国推進基本計画の策定等を通じ、政府一丸となって観光施策を推進してきたところである。具体的には、平成19年に閣議決定した第一次計画では、地域における国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化、人材育成、国際観光

¹ 出典：財務省「貿易統計」（令和8年1月）

² 「21世紀初頭における観光振興方策について」（観光政策審議会 答申第45号（平成12年12月1日））

振興等を主要施策として掲げ、平成 24 年に閣議決定した第二次計画では観光の裾野拡大や質の向上の観点を加えるとともに、東日本大震災を踏まえた「震災からの復興」も柱の一つに掲げた。平成 28 年の「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下「観光ビジョン」という。）は、令和 2 年（2020 年）に訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額 8 兆円、さらに、令和 12 年（2030 年）にはそれぞれ 6,000 万人、15 兆円を目指すという高い目標を掲げ、翌平成 29 年に閣議決定した第三次計画では、この観光ビジョンに盛り込まれた施策を強力に推進することとした。そして令和 5 年に閣議決定した第四次計画では、観光の質的向上とコロナ禍からの持続可能な形での復活を目指し、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」をキーワードとして、政策を推進することしてきた。

観光立国は決して一朝一夕に達成できるものではないが、官民一体となった長年の施策の積み重ねが成果として数字に着実に表れている面もある。観光庁が設置された平成 20 年以降、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の世界的な流行により、インバウンド需要は一時的に減少したものの、平成 22 年（2010 年）に約 861 万人であった訪日外国人旅行者数は令和 7 年には約 4,268 万人に、訪日外国人旅行消費額も約 1.1 兆円（平成 22 年）から令和 7 年には約 9.5 兆円に増加している。訪日観光支出は、訪日外国人が費用を直接支払う観光関連産業だけでなく、その原材料の仕入れ先となる製造業や農林水産業等の生産も促す。また、こうした産業で働く従業員が日常的に消費することで、さらに多様な産業の生産を促す。こうした経済波及効果の規模は、訪日外国人消費額のおおむね 2 倍程度で推移しており、令和 7 年の経済波及効果は 19 兆円程度と推測ができる。日本の名目 GDP が約 642 兆円（令和 6 年度）³であることを勘案しても、観光は今や地域の活性化・日本経済の発展に不可欠な産業となっている。

上述のとおり、観光の社会的・経済的な存在感・インパクトが大きくなってきた一方で、観光をめぐる課題もまた顕在化・深刻化してきている。特に、一部の都市・地域への観光客の集中により、過度の混雑やマナー違反によって生活の質が低下しているなどの地域住民の声も一部にあり、観光客の更なる受入れに関する国民の懸念も生じている。こうした現状を真摯に受け止め、効果的な対策を講ぜずして更なる観光客の受入れに関する国民の理解は得られないという強い危機意識の下、これから観光政策を進めていかなければならない。まずは、長期的な視点に立って、地方誘客・需要分散や混雑・マナー違反対応等のオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策の抜本的な強化を行うなど、観光客の受入れと住民生活の質の確保との両立のための施策により重点を置くことが極めて重要である。

³ 出典：内閣府「国民経済計算（GDP 統計）」

その際、持続的に観光客を受け入れながら、その効果を日本全国に波及させていくためには、鉄道・航空等の交通ネットワークを生かした地方誘客を通じてインバウンドのフロー（観光客の流れ）そのものを構造的に変えていくことによって、特定の都市や地域に集中する観光需要を分散させることができが不可欠である。観光客の需要を取り込むことによって、公共交通の維持・確保が困難な「交通空白」地域における「地域の足」の確保に寄与する。また、魅力的な観光地に向けたまちづくりを通じて、地域住民が誇りと愛着を持つことができる美しい街並みへの再生、歴史・文化等に関する観光資源の保護等も可能となる。このように、観光を大きな軸として、交通やまちづくりといった地域・生活そのものを良くしていくための取組との相互連携も求められる。

少子高齢化・人口減少が進展する中、持続的に発展していく観光を実現するためには、力強い成長軌道にあるインバウンドに加え、日本人による旅行を活性化することも欠かせない。旅行や観光は、地域経済・社会の活性化につながるとともに、豊かな人生を生きるための活力や日本の文化・風土の魅力を再認識するきっかけとなるなど、受け入れる地域にとっても、一旅行者にとっても有益であり、経済的・社会的観点から重要な意義を持つ。さらに、アウトバウンド（日本人の海外旅行）は、諸外国との友好関係の構築・深化や、国民の国際感覚の向上のみならず、双方の交流の拡大による航空ネットワークの維持・強化、インバウンドの更なる拡大にも寄与するものであり、引き続きその促進を図っていく必要がある。

「住んでよし・訪れてよし」の観光地域づくりを目指すとともに、観光そのものが今後も持続的に発展し、働き手にとって魅力ある産業であり続けること、すなわち「働いてよし」の観光産業を目指すことも重要である。なかでも宿泊事業者については、6割以上が資本金1千万円未満の小規模事業者となっている。また、宿泊業は労働生産性が全産業平均の約〇割⁴かつ、給与水準が全産業平均の8割程度⁵と他業種と比べて低くなってしまい、宿泊業・飲食サービス業の欠員率は全産業平均の約〇倍⁶、非正規雇用者数も約〇倍（〇年〇ヶ月）⁷と高く、生産性・収益力向上が喫緊の課題となっている。今後、インバウンドを中心とした、更なる観光客の受入れのためにも、宿泊業の収益性・生産性の向上等を図り、宿泊業が創出した付加価値額を増やすことで、従業員の賃上げ等の労働環境の向上等や施設改修等の再投資と、高付加価値なサービスの提供といった好循環を実現する必要がある。

⁴ 出典：財務総合政策研究所「法人企業統計調査」（令和〇年度）

⁵ 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和7年9月）

⁶ 出典：厚生労働省「雇用動向調査」（令和〇年）

⁷ 出典：厚生労働省「労働力調査」（令和〇年）

コロナ禍を経て、観光という分野が外部からの影響に極めて脆弱であることが改めて浮き彫りになったが、今後、観光交流がさらに活発化していくことに伴い、社会・経済が観光の抱えるリスクの影響を受ける可能性は高まる。持続的な観光の発展に向けて、感染症を含めた危機や自然災害、国際情勢の変化等の影響を防止・最小化し、その影響から回復するための事前の備えが何より重要であり、様々な国・地域からの誘客の促進や、国内交流の拡大、多様な観光コンテンツの充実をはじめ、国・地方・民間等の多様な関係者が連携・協力して、観光地・観光産業の強靭化に取り組んでいかなければならぬ。その際には、人材不足への対応や付加価値の向上等に資するよう、AI・web3を含めたデジタル・新技術も適切かつ効果的に活用していくことが重要である。

多様性・包摂性が確保され、誰もが安心して日常生活を送ることができる共生社会の実現については、国際的にも重要性が高まっている。高齢化の進展や観光需要が多様化していること等を踏まえれば、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進やジェンダー主流化⁸の取組も含めて、観光分野においても誰もが安心して快適に旅行できる環境整備は不可欠である。

今後も、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、地域住民と観光客双方の満足度の向上を目指して、地域の声に耳を傾け、観光の意義についての国民の理解を得るための不斷の取組として、観光が地域住民に裨益していく姿・観光地の持続的な発展につながっていく姿を示し続けていくことが求められる。こうした取組を通じ、観光が日本の魅力・活力を次世代にも持続的に継承・発展させていくものになることを目指していくべきである。

こうした観光を巡る近年の情勢の変化を踏まえ、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進を図るため、ここに新たな観光立国推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとする。

⁸ あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。（第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定））

2. 基本的な方針

この基本計画においては、日本の魅力・活力を次世代にも持続的に継承・発展させることができる観光の実現に向け、「観光の持続的な発展」「消費額拡大」「地方誘客促進」「交通・まちづくりとの連携強化」「新技術の活用・本格展開」を軸として、インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立、国内交流・アウトバウンドの拡大、観光地・観光産業の強靭化に取り組むこととし、以下の3つの方針に基づいて、政府を挙げて施策を推進することとする。

(1) インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立

少子高齢化・人口減少、都市部への人口流入が進み、地方の稼ぐ力が低下している我が国にとって、観光は地域の活性化・日本経済の発展のために不可欠な産業であり、インバウンドの更なる受入れを目指すとともに、その効果を日本全国に波及させていくことが極めて重要である。他方、観光客の増加に伴い、過度の混雑・交通渋滞や民泊の宿泊者による騒音等の迷惑行為が発生するなど住民生活に影響が及んでいる地域も存在しているため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組や民泊の適切な運営確保の徹底等、持続可能な観光地域づくりに向けて中長期的視点に立った抜本的な対策を講じ、観光客の受入れと住民生活の質の確保との両立を図ることが急務である。

そのため、局所的・地域的に生じている混雑・マナー違反等の個別課題に対して、その地域の実情に合わせた効果的な対策を強化し、訪れる観光客への否定的なメッセージにつながらないよう留意しながら、地域住民の満足度に配慮した持続可能な観光地域づくりを推進する。その際、地域において観光地域づくりの司令塔の役割を果たす観光地域づくり法人(DMO)を中心に、地方公共団体や観光事業者といった多様な関係者が協働して、地域の実情に応じた戦略的な取組を進められるようにする。また、民泊については、騒音などの迷惑行為に対して適切な対応を行わない事業者への厳正な対処等を行いやすくする環境整備等を進める。

さらに、自然や歴史、文化、食をはじめとする、地域に根差した魅力ある観光資源を最大限に活用し、観光客の地方部への誘客を強力に進めるとともに、地域周遊・長期滞在・消費拡大をより一層促進していく。具体的には、観光需要を分散させつつ、各地での宿泊者数の増加・消費額の拡大を促す「コト消費」につながる体験型観光コンテンツ等の造成や、中長期的な観光戦略に基づく広域での調査・戦略策定や滞在コンテンツの企画開発、情報発信・プロモーション等の取組に対する総合的な支援等を実施する。

加えて、インバウンドを含めた観光客が全国各地を訪れるためには、空港や港湾における円滑な出入国に向けた受入体制整備や、観光圏間・観光圏内を自由で快適に移動できる交通ネットワークの基盤強化が求められる。玄関口となる主要空港・港湾の機能強化・高度化に資する環境整備に加え、地方空港の活用やクルーズ船・

空港アクセスも含め、中長期の視点に立った広域的な移動を支える基幹的な交通ネットワークの構築、さらには「観光の足」としての二次交通の確保等、地方誘客・国内移動の活性化に資する取組を着実に進めていく。

(2) 国内交流・アウトバウンドの拡大

旅行や観光は、地域の魅力を最大化し、持続可能な地域社会・経済の形成に貢献するとともに、人生に活力をもたらし、より豊かな暮らしや余暇を充実させる重要な要素の一つである。国内・海外旅行の需要喚起に向けた機運醸成を図り、どのライフステージでも旅行が楽しめるよう、旅行需要が旺盛な若年世代、休暇取得等に課題のある子育て層を含む現役世代及び高齢世代などそれぞれが求める旅行ニーズを踏まえた環境整備や各種ハードルを解消していく取組が必要である。

国内交流の活性化に向けては、働き方の多様化等も踏まえたワーケーションやラーケーションの促進等を通じた休暇の分散・旅行需要の平準化や、新たな交流市場の開拓による関係人口の創出や二地域居住への展開、インクルーシブな観光を実現するための環境整備等に強力に取り組んでいく。

また、アウトバウンドについては、海外教育旅行やワーキング・ホリデー制度の活用を通じた若者の国際交流の促進や地方空港を活用した相互交流の促進、旅券手数料の引下げ等、アウトバウンドの拡大に資する取組を着実に推進していく。

(3) 観光地・観光産業の強靭化

インバウンド・アウトバウンドや、国内交流の一層の拡大に向けては、旅行需要を創出するための取組はもちろん、需要に対応することができる観光地・観光産業の構築が欠かせない。観光が、我が国において持続的に地域と人を豊かにする成長産業として一層発展していくことを目指して、多様なニーズに対応した受入環境整備や観光人材の確保・育成、休暇の分散・旅行需要の平準化を進めるなど、観光地・観光産業の強靭化を図っていく。

そのため、観光施設や宿泊施設等のバリアフリー化等を推進し、誰もが気兼ねなく参加できるよう、ユニバーサルツーリズムの普及を図るとともに、自然資源や文化資源の魅力を維持・向上することで地方誘客の核となる拠点の整備等を進める。

あわせて、旅行需要をしっかりと捉えられるように、観光DXや省力化・効率化に資する投資促進等に取り組み、収益性・生産性の向上や従業員の待遇改善、観光人材の確保による客室稼働率の向上等を図る。また、消費者の安全・安心を確保する観点から、健全な競争環境の整備を着実に進めるため、旅行業務の適正な運営の確保等に取り組んでいく。

これらに加えて、次なる感染症危機や激甚化・頻発化する災害への対応、国際情勢の変化等の様々なリスクに対して、高付加価値な旅行商品の造成やインバウンド市場・観光コンテンツの多様化等、観光の持続可能性を高める取組も講じていく。

3. 計画期間

この基本計画の期間は、より長期的な展望を視野に入れつつ、令和8年度から令和12年度までとする。

第2 観光立国の実現に関する目標

1. 前観光立国推進基本計画の目標の達成状況

令和5年3月に閣議決定した観光立国推進基本計画（以下「前基本計画」という。）では、9つの目標を掲げ、持続可能な形での観光立国の復活に関する施策を推進してきた。以下、各目標の達成状況と分析結果を示す。

○持続可能な観光地域づくりの体制整備

	目標値	実績値		
	令和7年 (2025年)まで	令和5年	令和6年	令和7年 (2025年)
1. 持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数※1	100 地域 (うち国際認証・表彰地域※2 50 地域)	31 地域 (うち国際認証・表彰地域※2 12 地域)	46 地域 (うち国際認証・表彰地域※2 19 地域)	118 地域 (うち国際認証・表彰地域※2 30 地域)

持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数は、令和7年に118地域に達し、全国各地で着実に増加した。また、国際的な認証・表彰を受けた地域数について、令和7年に30地域と、目標には未達であったものの、令和4年の6地域からは大きく増加した。

増加の要因としては、持続可能な観光地域づくりに取り組む各種支援措置の充実、セミナーの開催等の取組により、各地において持続可能な観光地域づくりに関する重要性が認知されたこと等が挙げられる。

※1 「日本版持続可能な観光ガイドライン」(JSTS-D)に沿って持続可能な観光地域づくりに取り組む地域として観光庁の承諾を受けてロゴマークを取得した地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等の団体数で把握した。

※2 国際認証・表彰地域とは、Green Destinations (GD)、又はUN Tourismによる Best Tourism Villages (BTW) の認証・表彰を受けた地域を指す。

○インバウンド回復

	目標値 早期に	実績値			
		令和元年 (2019年)	令和5年	令和6年	令和7年 (2025年)
2. 訪日外国人旅行消費額	5兆円	4.8	5.3	8.1	9.5兆円*

訪日外国人旅行消費額は、令和5年時点で目標値の5兆円を達成し、令和7年には過去最高の9.5兆円*を記録した。

増加の要因としては、コロナの収束後、旅行者数が堅調に回復し、訪日外国人旅行消費単価もコロナ禍前の令和元年から令和7年までで約44%増と、大きく上昇したことが挙げられる。

* 令和7年の実績値については、令和8年1月21日発表の速報値である。

	目標値 令和7年 (2025年)まで	実績値			
		令和元年 (2019年)	令和5年	令和6年	令和7年 (2025年)
3. 訪日外国人旅行消費単価	20万円	15.9	21.3	22.7	22.9万円*

訪日外国人旅行消費単価は、令和5年時点で目標値の20万円を達成し、令和7年には22.9万円*となった。増加の要因としては、円安・物価上昇等の影響や、様々な国や地域からの訪日外国人が増え、訪日市場の多様化による消費動向の変化などが考えられる。

* 令和7年の実績値については、令和8年1月21日発表の速報値である。

	目標値 令和7年 (2025年)まで	実績値			
		令和元年 (2019年)	令和5年	令和6年	令和7年 (2025年)
4. 訪日外国人旅行者一人当たり地方部*宿泊数	2泊	1.4	1.3	1.4泊	—

訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数は、令和6年時点で1.4泊の実績となり、目標値との関係では約7割にとどまった。

目標に届かなかった主な要因としては、訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数が着実に増加した中で、市場ニーズに合わせた魅力ある観光地の整備や、地方部における高付加価値旅行者の受入環境整備、海外から地方部へのアクセス性等に課題があり、地方部における滞在期間が伸びなかつたことが考えられる。

* 地方部とは、三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の地域をいう。

	目標値 令和7年 (2025年)まで	実績値			
		令和元年 (2019年)	令和5年	令和6年	令和7年 (2025年)
5. 訪日外国人旅行者数	令和元年水準 超え	3,188	2,507	3,687	4,268万人*

訪日外国人旅行者数は、令和6年時点で、目標値の令和元年水準超えを達成し、令和7年には過去最高の4,268万人*を記録した。増加の要因としては、コロナの収束後、堅調な訪日需要や航空便の回復により、東アジアのみならず、東南アジアや欧米豪等の幅広い国・地域からの旅行者が増加したことが挙げられる。

* 令和7年の実績値については、令和8年1月21日発表の推計値である。

	目標値 令和7年 (2025年)まで	実績値			
		令和元年 (2019年)	令和5年	令和6年	令和7年 (2025年)
6. 日本人の海外旅行者数	令和元年水準 (2,008万人) 超え	2,008	962	1,301	1,473万人*

日本人の海外旅行者数は、コロナの収束後年々回復傾向にあり、令和7年には1,473万人*となり、目標値との関係では約7割にとどまった。

目標に届かなかった要因としては、円安の長期化や物価高に伴う旅行費用の増加、国際情勢や治安に対する不安や休暇取得の問題等が挙げられる。他方、海外旅行促進に向けて、官民連携での海外旅行に向けた機運醸成や若者の国際交流の促進、二国間の協力関係の強化といった取組を実施してきたことにより、回復傾向が見られた。

* 令和7年の実績値については、令和8年1月21日発表の推計値である。

	目標値 令和7年 (2025年)まで	実績値		
		令和5年	令和6年	令和7年 (2025年)
7. アジア主要国※1における国際会議の開催件数※2に占める割合	アジア最大の開催国 (3割以上)	アジア 1位 (31.6%)	アジア 1位 (33.4%)	—

アジア主要国における国際会議開催件数に占める割合は、コロナ禍を経て会議開催件数が減ったものの、令和5年以降、2年連続で3割以上のシェアを達成し、アジア最大の開催国となった。

※1 アジア主要国とは、アジア太平洋地域での国際会議開催件数上位5か国(地域を含む。)を指す。

前基本計画では、具体的には、令和元年時点の統計で上位である日本、中国、韓国、オーストラリア、台湾の5か国・地域である。

※2 国際会議協会 (ICCA : International Congress and Convention Association の略。) の統計による。

○国内交流拡大

	目標値 早期に	実績値			
		令和元年 (2019年)	令和5年	令和6年	令和7年 (2025年)
8. 国内旅行消費額	20兆円	21.9	21.9	25.2兆円	—

国内旅行消費額は令和5年時点で目標値の20兆円を達成し、令和6年には過去最高となる25.2兆円を記録した。増加の要因としては、コロナ禍前の令和元年から令和6年まで旅行者数が9割程度まで回復したことに加え、物価上昇等により旅行単価が約25%増加したことが挙げられる。

	目標値 令和7年 (2025年)まで	実績値			
		令和元年 (2019年)	令和5年	令和6年	令和7年 (2025年)
9. 日本人の地方部※延べ宿泊者数	3.2億人泊	3.0	3.1	3.1億人泊	—

コロナ禍が落ち着き始めた令和4年以降、日本人の地方部延べ宿泊者数は回復した。令和5年には、コロナ禍前の令和元年の3.0億人泊を上回り、3.1億人泊となつた。

※ 地方部とは、三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県)以外の地域をいう。

2. 観光立国の推進に関する目標

前基本計画の目標達成状況、この基本計画の基本的な方針等を踏まえ、持続的に継承・発展させる観光の実現に向け、以下 11 の目標を掲げる。新たにオーバーツーリズムの未然防止・抑制や、観光産業に関する目標を加え、観光客の受入れと住民生活の質の確保との両立や、観光地・観光産業の強靭化を目指す。

○インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立

<観光客の受入れと住民生活の質の確保との両立に取り組む地域数>

一部の場所・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反行為が生じており、住民生活に支障が出ているため、各地域が継続的かつ計画的に住民生活の質の確保のための対策を講じていく必要がある。そのため、過度な混雑やマナー違反対策など、観光客の受入れと住民生活の質の確保との両立に取り組む地域数を 100 地域作り上げることを目標とする。

	目標値	実績値
	令和 12 年 (2030 年) まで	令和 7 年 (2025 年)
1. 観光客の受入れと住民生活の質の確保との両立に取り組む地域数※	100 地域	47 地域

※ 観光客の受入れと住民生活の質の確保との両立を図るため、地域住民を含む地域の関係者による協議の場を設置し、地域住民の意見を取り込んで過度の混雑やマナー違反等の個別課題に係る計画を策定している地域数をいう。

<訪日外国人旅行者数>

観光客の受入れと住民生活の質の確保の両立が図られることを前提とし、オーバーツーリズムの未然防止・抑制にしっかりと取り組んだうえで、観光ビジョンに掲げた令和 12 年 6,000 万人を目標とする。

訪日外国人旅行者数の拡大を図るためにあたり、戦略的な訪日プロモーション等の取組を通じ、消費単価が高く、訪日未経験者が多い欧米豪市場や中東市場の旅行者を中心に、様々な国・地域からの訪日を促進する。

	目標値	実績値
	令和 12 年 (2030 年) まで	令和 7 年 (2025 年)
2. 訪日外国人旅行者数	6,000 万人	4,268 万人*

※ 令和 7 年の実績値については、令和 8 年 1 月 21 日発表の推計値である。

<訪日外国人旅行者に占めるリピーター数>

訪日外国人旅行者数を今後も拡大するためには、旅行者に繰り返し日本に訪れてもらうことも必要であり、我が国の観光の魅力を高め、質の向上を図ることにより、訪日外国人旅行者の満足度を高め、リピーターを増やしていくことが重要である。

リピーターは、日本文化や習慣への理解が深い傾向にあり、適切なマナーでの滞在も期待できるとともに、地方部などこれまでに訪れていない観光地への訪問意欲も高いことから、住民生活の質の確保と地方誘客の促進に寄与する重要な担い手である。これまで以上に地方分散やマナー違反対応が重要となっていることを踏まえ、訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数目標等の達成にも資する規模のリピーター数を確保するため、令和12年4,000万人を目標とする。

	目標値	実績値
	令和12年 (2030年)まで	令和7年 (2025年)
3. 訪日外国人旅行者に占めるリピーター数	4,000万人	2,761万人*

* 令和7年の実績値については、令和8年1月21日発表の速報値である。

<訪日外国人旅行消費額>

観光ビジョンに掲げた2030年15兆円の目標達成に向け、観光客の受入れと住民生活の質の確保の両立が図られることを前提とし、訪日促進キャンペーン等を展開しつつ、また地方への誘客・長期滞在の促進、観光コンテンツの造成・質の向上等を通じて、高付加価値な観光を促し、消費額拡大を図る。

	目標値	実績値
	令和12年 (2030年)まで	令和7年 (2025年)
4. 訪日外国人旅行消費額	15兆円	9.5兆円*

* 令和7年の実績値については、令和8年1月21日発表の速報値である。

<訪日外国人旅行消費額単価>

インバウンド消費額 15 兆円の達成と、その後の持続的な消費拡大を図るため、旅行者 1 人当たりの消費単価を 25 万円に引き上げることを目標とする。

消費単価が高く、訪日未経験者の多い市場へのプロモーションや、地方への誘客・長期滞在の促進、観光コンテンツの造成・質の向上等を通じて、高付加価値な観光を促し、消費単価の向上を図る。

	目標値	実績値
	令和 12 年 (2030 年) まで	令和 7 年 (2025 年)
5. 訪日外国人旅行消費額単価	25 万円	22.9 万円*

* 令和 7 年の実績値については、令和 8 年 1 月 21 日発表の速報値である。

<訪日外国人旅行者的地方部における延べ宿泊者数>

訪日外国人旅行者的地方部における延べ宿泊者数は、アジア・欧米豪市場ともに着実に増加しているが、更なる地方誘客を促進するため、DMO を核とした観光地経営のもと、観光コンテンツ造成、受入環境整備等を行うことにより、当面、三大都市圏における宿泊数と同等（1：1 の割合）となることを目指し、観光ビジョンに掲げた 1 億 3,000 万人泊を目標とする。

なお、三大都市圏内においても宿泊する訪日外国人旅行者の集中が顕在化していない地域が確認される。こうした地域へは「三大都市圏内での分散」等の観点からの訪日外国人旅行者の誘致促進が期待されるとともに、今後は、三大都市圏と地方部の区分の在り方についても、実情に応じた見直しを検討する必要がある。

	目標値	実績値
	令和 12 年 (2030 年) まで	令和 6 年 (2024 年)
6. 訪日外国人旅行者的地方部 ^{※1} における延べ宿泊者数	1 億 3,000 万人泊 ^{※2}	5,086 万人泊

※1 地方部とは、三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の地域をいう。

※2 訪日外国人旅行者を 6,000 万人と仮定した場合、訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数は 2 泊以上の水準となる。

＜国際会議の開催件数＞

コロナ禍を経て、近時はオンラインでの開催も併用される一方で、人々が対面で集まる意義や価値の再評価により、世界的に実地開催への回帰が進んでおり、各国の誘致競争は激しくなっている。

我が国に更なる国際会議を呼び込むため、MICE 開催地としての基盤整備や地域の特色を積極的に生かした開催地の魅力向上等により我が国全体での誘致力を強化する。また、横浜で開催される GREEN × EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）の機会を捉え、開催後のレガシーも取り入れることで、持続可能で満足度の高い MICE 開催地としてのプレゼンスを一段と向上させることとし、令和 12 年までに「アジア No. 1 開催国としての地位」を確立し、「欧米上位国に拮抗する世界 5 位以内の地位」を目指すことを目標とする。

	目標値	実績値
	令和 12 年 (2030 年) まで	令和 6 年 (2024 年)
7. 国際会議の開催件数*	アジア最上位、世界 5 位以内	アジア最上位、世界 7 位

* 国際会議協会（ICCA : International Congress and Convention Association の略。）の統計による。

○国内交流・アウトバウンドの拡大

<国内旅行消費額>

国内旅行消費額については、令和6年に 25 兆円を超える観光ビジョンで設定された令和12年の目標値である22兆円を前倒しで達成することになった。こうした目標の達成状況等を踏まえ、更なる国内旅行需要喚起による国内旅行経験率や旅行単価の向上によって、国内旅行消費額を令和12年までに過去最高水準である25.2兆円を超える30兆円とすることを目標とする。

	目標値	実績値
	令和12年 (2030年)まで	令和6年 (2024年)
8. 国内旅行消費額	30兆円	25.2兆円*

<日本人の地方部延べ宿泊者数>

人口減少の影響を考慮しつつ、旅行平均泊数及び旅行経験率の回復並びに地方誘客の強化により、地域社会・経済に好循環を生む持続可能な観光地域づくりを力強く推進することが重要である。今後、地方部の観光の魅力を高め、更なる地方分散や長期滞在の促進を図ることで、日本人の地方部延べ宿泊者数を令和12年までに3億2,000万人泊とすることを目標とする。

	目標値	実績値
	令和12年 (2030年)まで	令和6年 (2024年)
9. 日本人の地方部*延べ宿泊者数	3.2億人泊	3.1億人泊

* 地方部とは、三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の地域をいう。

＜日本人の海外旅行者数＞

アウトバウンドの促進は、次世代を牽引する若者をはじめ国民の国際感覚の向上のみならず、国際相互理解の増進による諸外国との友好関係深化を図るとともに、双方向交流の拡大を通じ航空ネットワークの拡大、ひいてはインバウンドの更なる拡大にも貢献する。

関係省庁や業界が幅広く連携し、海外教育旅行やワーキング・ホリデー制度の活用を通じた若者の国際交流の促進や地方空港を活用した相互交流の促進、旅券手数料の引下げ等、アウトバウンドの拡大に資する取組を通じ、令和 12 年に過去最高値(2,008 万人)超えを目指とする。

	目標値	実績値
	令和 12 年 (2030 年)まで	令和 7 年 (2025 年)
10. 日本人の海外旅行者数	過去最高値(2,008 万人)超え	1,473 万人*

* 令和 7 年の実績値については、令和 8 年 1 月 21 日発表の推計値である。

○観光地・観光産業の強靭化

＜宿泊業が創出した付加価値額＞

観光産業の持続的な発展に向けては、宿泊業の収益性・生産性の向上等を図り、宿泊業が創出した付加価値額を増やすことで、従業員の賃上げ等の労働環境の向上や施設改修等の再投資と、高付加価値なサービスの提供といった好循環を実現する必要がある。

このような好循環は、宿泊者の満足度を高め、地域経済を活性化し、観光立国の実現につながると期待される。

延べ宿泊者数の増加や労働生産性の向上等に向けた取組を通じて、令和 12 年度*までに宿泊業が創出した付加価値額 6.8 兆円を達成することを目標とする。

	目標値	実績値
	令和 12 年度 (2030 年度)まで	令和 6 年度 (2024 年度)
11. 宿泊業が創出した付加価値額	6.8 兆円	4.3 兆円*

* 本目標は、「法人企業統計調査（財務省）」をもとにしているため、年度単位の公表となる。

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

1. インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立

少子高齢化・人口減少、都市部への人口流入が進み、地方の稼ぐ力が低下している中、観光産業は今や日本第2位の輸出産業に急成長しており、地域の活性化・日本経済の発展に不可欠な産業となっている。

他方、こうした力強い観光需要を背景に、依然として、都市部を中心とした地域への観光客の偏在傾向が見られ、また、一部の場所・時間帯によっては、過度の混雑やマナー違反により、住民生活に支障が及んでおり、その対応が急務となっている。

これまで、令和5年10月に観光立国推進閣僚会議において決定した「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に基づき、観光庁に地方公共団体・DMO等からの相談窓口を設置するとともに、令和5年度補正予算及び令和6年度補正予算等を活用しながら、47以上の地域において、地域と連携し、地域の実情に応じた取組を支援したほか、その成果を事例集として取りまとめ、他地域への横展開を図ってきた。

今後は、国際観光旅客税も活用し、各地域が継続的かつ計画的に対策を講じていけるよう、過度の混雑やマナー違反対策、地方分散の推進に必要となる様々な基盤整備など、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を一層強化し、全国展開していく。

こうした取組により、インバウンドを含む観光客の受入れと住民生活の質の確保との両立を図り、持続可能な観光の実現を図っていく。

(1) 混雑・マナー違反等の個別課題への対応

① 過度の混雑対策

I 観光客が集中する地域の受入環境の充実（パークアンドライドの実施等）

ア 生活道路の渋滞対策・パークアンドライド駐車場の整備（施策番号1）

観光客が自家用車で観光地に訪れること等により、生活道路の渋滞が発生し、地域住民の生活の質に影響が出ている事例も見られる。こうした状況を踏まえ、観光地への自家用車の流入抑制を目的としたフリンジ駐車場の整備等によるパークアンドライドを推進するほか、地域における協議を踏まえた交通規制を必要に応じて実施する。また、道路の渋滞対策、観光の足としての自転車利用の推進など地方への誘客に資する受入環境の整備を推進する。

イ 歩行空間の拡大や交通結節点の整備等（施策番号2）

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携により移動する観光客を受け入れつつ、安全で快適な滞在環境を確保するため、道路空間の再構築や無電柱化等による歩行空間の整備・拡大や駅・バス停・駅前広場を含めた

交通結節点等の整備・改善、観光客を含めた滞在者等の安全確保に係る取組を推進する。

II 乗降時や車内等の混雑緩和（手ぶら観光の推進等）

ア 手ぶら観光の推進（施策番号 3）

訪日外国人旅行者をはじめとする観光客が持ち歩く大型荷物により、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関等の混雑や騒音問題が生じているところ。こうした課題の解決及び観光客の我が国における観光体験の最大化に向けて、手ぶら観光サービスの認知度向上に官民挙げて取り組むとともに、多様な配送リソースの活用、事業者間連携の促進を通じたサービスの造成・拡大に係る支援、多様な販路形成等を通じた利用者数の増加等を通じて、手ぶら観光サービスの普及・浸透を推進する。

イ 公共交通機関のチケット購入や運賃支払いのキャッシュレス・多言語化、MaaS や配車アプリ等の導入・サービス拡充（施策番号 4）

スムーズな乗降を促進し、乗降時の混雑緩和等をはじめとしたインバウンドの受入環境の整備・増強に取り組むため、モバイル決済を含めたキャッシュレス決済、多言語対応等の交通事業者への導入支援や、決済用QRコードの認証仕様の標準化、位置情報を活用した簡易なチケット認証システムなど安価で効率的な次世代技術の活用を推進する。また、収集データをマーケティング等に活用する手法の普及等を目的として、交通キャッシュレスの高度化を推進する。加えて、タクシーへの複数配車アプリの導入が促進されることで実車率の向上が見込まれることから、配車アプリの導入・サービス拡充を図っていく。

さらに、インバウンドを含む観光客がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、公共交通機関における多言語化の推進、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図るとともに、交通事業者や観光コンテンツ等の連携・協働により多種多様なモビリティサービスを「一つのサービス」として利用可能とする MaaS (Mobility as a Service) の推進及びレンタカーや施設送迎車両等の輸送資源のフル活用により、観光地へのアクセシビリティを改善し、地方誘客や「観光の足」確保を推進することで、交通手段や観光インフラの維持・確保を図り、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等に取り組む。

ウ 空港業務人材の確保や FAST TRAVEL 推進等による生産性向上（施策番号 5）

増大する訪日客を円滑に受け入れられるよう、空港ごとに地方公共団体等の関係者が連携して実施する空港業務（グランドハンドリング・保安検査）に係る人材の確保・育成、待遇改善等の取組や、空港業務 DX による省力化・効率化といった生産性向上の取組により空港の体制の強化を図る。

また、先端技術を活用し、旅客が行う諸手続きや空港内の導線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化する FAST TRAVEL の取組を推進し、空港内での混雑緩和を図る。

III 輸送力の増強による「観光の足」の確保

ア 「観光の足」確保に向けた「交通空白」の解消と地域交通のリ・デザインの全面展開（施策番号 6）

観光客が日本全国の魅力ある観光地を訪れられるよう、観光コンテンツの開発や情報発信といった取組とあわせて、交通ネットワークの機能強化が重要である。地方部では、駅・空港等の主要交通結節点において、タクシー等の「足がない」事象が発生しており、二次交通の確保・充実は喫緊の課題である。また、足がある場合であっても、インバウンドをはじめとする観光客が利用可能な「情報が十分でない」現状がある。仮に二次交通が存在していても、わかりやすく、かつ容易に入手できる情報がなければ、目的地に行くこと自体をあきらめてしまう可能性も考えられる。それらの結果、アクセスしやすい特定の観光地に観光客が殺到し、オーバーツーリズムが発生する可能性も懸念される。

地域交通においては、人口減少や担い手不足を背景とする鉄道やバス等の減便・廃止等が生じている一方で、高齢化による免許返納、学校や病院の統廃合等の進展に伴い、通学や通院、買い物などの日常生活等の移動手段の必要性が高まっているため、地域住民の生活の足を確保する「地域の足」と、インバウンドをはじめ観光客の移動手段を確保する「観光の足」の両者をバラバラのものとしてではなく、総合的に対策を進めていく必要がある。そうした中、民間事業者による交通サービスの提供が困難な地域では、市町村や NPO 法人等が自家用車を用いて運送サービスを提供する自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）等、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保の動きも広がっている。

国土交通省では、令和 6 年 7 月に国土交通省「交通空白」解消本部を立ち上げ、観光地への二次交通アクセスに関するひとつひとつの「交通空白」の地点数を把握するため、主要交通結節点（全国の新幹線・特急停車駅、観光客利用の多い駅、空港、クルーズ港）1,028 地点について地域の関係者に対する調査を行った。この結果、何らかの対応が必要とされる「交通空白」地点が全国で計 462 地点（全体の 44.9 %）、未然防止が必要とされる「要モニタリング地点」が計 146 地点（全体の 14.2 %）リストアップされた。

これらの地点については、集中対策期間において「交通空白」の解消に目途をつけることを目指し、伴走支援や予算支援等を通じて、「二次交通サービスの提供」や「わかりやすい情報発信」に関する地域の課題認識に応じた取組を実施に向け着実に取組を進めているところである。加えて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき、観光振興の取組を踏まえた地域公共交通計画の作成を促している。

今後、観光地における二次交通の確保や「交通空白」をはじめ地域旅客運送サービスの提供が困難な地域の解消を図るためにには、地域住民の移動（地域の足）に加え、既存の運送サービスとの連携を図りつつ、観光旅客の移動（観光の足）も考慮し、両者を複合的・統合的に捉える必要性が高まっている。そのため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく基本方針において、地域公共交通計画の策定に当たって、地域住民の移動とあわせて、観光客の移動のための需要を具体的に把握し、一体化を検討化することを明記すること等により、「地域の足」と「観光の足」の総合的な対策を促していく。また、経路検索サービスでの表示や事前予約など、二次交通情報を訪日客にもわかりやすい形で発信していくことも不可欠である。

公共ライドシェアについても、より一層の活用拡大を図るため、更なる制度や運用の改善等を行いながら、旅行者利便を向上させるため配車アプリの導入を促進するなど地域交通のDXを推進するとともに、その性格や役割（非営利性、公共交通の補完的役割等）を維持しつつ、広域での輸送ニーズ等に対応するための実施主体の拡大についても検討していく。

また、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図るとともに、交通事業者や観光コンテンツ等の連携・協働により多種多様なモビリティサービスを「一つのサービス」として利用可能とする MaaS(Mobility as a Service) の推進及びレンタカーや施設送迎車両等の輸送資源のフル活用により、観光地へのアクセシビリティを改善し、地方誘客や「観光の足」確保を推進する。

これらの取組により、移動そのものの魅力を高め、快適で満足度が高いものとすること、自動運転等の最新技術も活用することなど、施策を総動員して観光に資する持続可能な二次交通を実現する。さらに、受入環境整備を更に推進するとともに、地域の実情を踏まえ、「観光の足」としてのみならず「地域の足」としても十分機能できるよう充実・再編成する。

イ 長編成 LRT 車両・連節バス導入（施策番号 7）

観光地における輸送力の増強を図るために、長編成 LRT 車両や連節バスの導入、タクシー乗り場の整備などを進め、観光地や主要駅での混雑緩和や移動の利便性向上を目指す。

IV 需要に応じた入域管理や予約制の導入

ア 地域における入域管理や予約制の導入（施策番号 8）

観光地や観光施設等における過度の混雑を抑制するため、需要に応じて地域が行う入域管理や予約制の導入等の取組を推進する。また、混雑料金や居住者割引を設定している各地の事例なども踏まえつつ、オーバーツーリズムの未然

防止・抑制に資する公的施設等の料金等の見直しを推進するための方策を検討する。

イ　国立公園等における適切な管理（施策番号 9）

豊かな自然環境が主な観光資源となっている地域では、自然体験活動に十分な知識・技術を持たない観光客やルールを遵守しない事業者が増加し、自然環境の劣化や他の観光客との軋轢が発生するなど問題が発生した事例がある。このため、このような問題が生じている地域において、関係省庁や関係地方公共団体等の連携の下、エコツーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号）や自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく入域規制やガイド同伴の義務化等の仕組みも活用しながら、適切な対応策を講じる。

ウ　富士山での適正な入山管理、軽装登山、ごみ投棄等の防止（施策番号 10）

富士山における登山道の過度な混雑や、一気に山頂を目指す弾丸登山や軽装登山、登山道以外への立入り等のマナー違反への対応として、令和 6 年度に登山時間や登山者数を制限するなど新たな入山管理制度が導入されたところであり、引き続き地方公共団体や地域の観光関係者を含む「富士山における適正利用推進協議会」への参画を通じて適切に対策を講じていく。

V　需要の分散・平準化（混雑状況の見える化による混雑回避の誘発等）

ア　混雑状況の見える化による混雑回避の誘発（施策番号 11）

特定の地域や時間帯に観光客が集中する観光需要の分散・平準化を図るために、デジタルマップなどの ICT 技術を活用した混雑箇所のライブ配信、混雑予測の公表、モデルコースの紹介、デジタルスタンプラリーの実施等、混雑の見える化や空いている観光ルートへの誘導等を促進する。

イ　文化財等の早朝・夜間体験等の促進（施策番号 12）

需要の分散、文化財等の高付加価値化、ナイトタイムエコノミー等の活性化を図るため、我が国が誇る世界遺産や国宝等の地域の魅力的な文化資源を早朝・夜間に体験する取組等を促進する。

② マナー違反対策

ルール周知の徹底、スマートゴミ箱の設置等のマナー違反行為の防止・抑制の取組（施策番号 13）

過度の混雑が生じている場所・時間帯を中心に、私有地への無断立ち入りやごみのポイ捨て、違法駐車など、一部の観光客による違法行為やマナー違反が散見されるようになり、住民生活に支障が生じる状況となっている。観光客の受け入れと住民生活の質の確保との両立を図るには、こうした違法行為やマナー違

反行為に対して、それらの取締りも含めて毅然と対応するとともに、こうした行為の防止・抑制に向けて、様々な取組を推進することが必要である。

まず、温泉の入浴方法や公共交通機関における携帯電話の利用マナーなど、海外では必ずしも当たり前ではない我が国の文化や習慣については、インバウンドに対して、我が国の文化や習慣を知ってもらい、これを尊重しながら日本での観光を楽しんでいただく必要がある。このため、我が国の文化や習慣については、旅マエからも我が国の文化や習慣を学んでいただけるよう、日本政府観光局のHP等を通じて、国が率先して情報発信を行っていく。

また、私有地への無断立入りやごみのポイ捨て等の違法行為や、公道上での撮影などのマナー違反については、どのような行為が住民生活に支障を生じさせるかが、状況・場面によって様々である。加えて、例えばごみのポイ捨てについては、公共が設置したごみ箱に捨てるなどを推奨する地域もあれば、ごみの持ち帰りを推奨する地域もあるなど、観光客に求められる行動も地域によって異なっている。このため、地域で生じているこれらの課題に対し、地域の実情に応じて、違法行為やマナー違反の抑制につながるような、効果的なマナー・ルールの周知徹底を推進していく。加えて、地域によっては、スマートゴミ箱や撮影スポット、車道横断禁止柵の設置などによって、違法行為やマナー違反を抑制する効果的な取組が行われており、こうした取組についても積極的に推進していく。

観光庁では、これまで、訪日外国人旅行者をはじめとする観光客に日本のマナー・文化・風習への理解を促す「マナー啓発動画」、マナー等を7つの行動例で示した「未来のための旅のエチケット」、禁止する事項や推奨する行動を図式化した「観光ピクトグラム」などを作成してきたところであり、引き続き、地域のニーズを踏まえて、効果的なコンテンツを地域に提供していく。

③ その他のインバウンドの増加に伴う対応

ア 各種民泊の適切な運営確保（施策番号14）

民泊（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく住宅宿泊事業、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（いわゆる「特区民泊」）及び旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく簡易宿所をいう。）については、地域の生活環境等の悪化を招かないよう運営されることが必要である。

法令手続が行われずに営業が行われている民泊（以下「無届民泊」という。）、騒音など宿泊者による迷惑行為の発生やこれに対する事業者による迅速な対応が適切に行われない民泊などの是正に向けて、「外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受け入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）などを踏まえ、以下のとおり、各

種民泊の適切な運営確保の徹底と不適切な事業者への厳正な対処に向けた取組を実施する。

- ・旅館業法に基づく命令・罰則などの事例の周知等により、地方公共団体による無届民泊をはじめとした旅館業法違反に対する厳正な取締りや罰則などの規制による無届民泊の抑止の推進など旅館業の適正な運営の確保を図る。
- ・旅館業法に基づき、公衆衛生上の規制のみならず、地域の実情に応じ、地方公共団体による指導や条例制定により、生活環境の悪影響を防止する一定の規制が可能であることを踏まえた適切な取組がなされるよう地方公共団体に周知する。
- ・現在、住宅宿泊事業のみを対象としている「民泊制度運営システム」（観光庁）を拡充し、特区民泊や簡易宿所も対象に加えることによって、各種民泊を一元的に管理できるデータベースの整備を行う。
- ・仲介サイトからの法令手続が行われていない違法な民泊の削除などを確実に行うため、当該データベースと仲介サイトのデータ連携を実現する。併せて、利用者がデータ連携している仲介サイトか判別できるようにするなどの工夫を検討する。
- ・各地域の実情などに応じて、生活環境の悪化の防止のため条例制定や立地規制などが適切に行われるよう、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の見直しを検討する。
- ・適法な民泊であることや緊急時の連絡先の確認などを行いやすくなるよう各種民泊に係る標識の掲出や充実について検討する。
- ・一部地方公共団体と連携しつつ、不適切な事業者への厳正な処分や地域の実情に応じた規制を行いやすくなる手法や環境整備を検討する。併せて、警察のほか、出入国在留管理行政との連携確保のために講すべき措置について検討する。
- ・民泊の管理の適正化や利用状況の透明性を高めていくためには、上記の行政側の「民泊制度運営システム」の拡充のみならず、宿泊者管理のデジタル化、キャッシュレスの推進など事業者側のDXも併せて進めていくことが必要であり、民泊全体でDXを推進する方策を検討する。
- ・例えば、宿泊事業者の管理業者への委託義務の相違など、民泊が住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法）、特区民泊（国家戦略特別区域法）及び簡易宿所（旅館業法）に分かれていることにより生じる制度的差異について対応方策（必要に応じ、法令上の措置を含む。）を検討する。

イ 外国人患者受入体制の充実及び医療費不払いの防止（施策番号 15）

訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができるよう、医療機関における訪日外国人患者の受入環境整備を推進する。また、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をまとめたリスト」や日本

政府観光局ウェブサイトでの多言語による情報発信等により十分な周知を行う。

さらに、訪日外国人患者による医療費不払い事案が生じていることに鑑み、訪日外国人が安心して医療機関を受診でき、医療機関も安心して訪日外国人の診療ができるよう、訪日外国人に対する入国前の民間医療保険の加入を含め、不払い発生抑止に向けた方策について着実に検討を進める。

ウ 不法滞在者ゼロプランの強力な推進（施策番号 16）

外国人と安心して暮らせる共生社会を実現するためには、不法滞在者への対策等を徹底することが不可欠であり、その使命の遂行のため、様々な取組を行っている。

この点、令和7年5月に公表した「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「不法滞在者ゼロプラン」という。）においては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の退去強制事由に該当する外国人を速やかに我が国から退去させるための具体的な対応策を取りまとめているところ、不法滞在者ゼロプランで掲げた電子渡航認証制度（JESTA）の早期導入や、難民認定申請の審査の迅速化、護送官付き国費送還の促進等の取組を総合的に実施することにより、当面の目標として、令和12年末までに退去強制が確定した外国人の数を半減させることを目指すこととする。

国民と外国人の双方が安全・安心に暮らせる共生社会の実現のため、不法滞在者ゼロプランに掲げる取組を着実に実行するとともに、これらの取組を強力に推進するために、必要な体制の強化や訓練体制の整備を図っていく。

④ 地域一体となった持続可能な観光地域づくりの推進

ア 地域住民と協業した観光振興の推進（施策番号 17）

旺盛な観光需要を背景に、過度の混雑が生じている場所・時間帯を中心に、ごみのポイ捨てや違法駐車など、一部の観光客による違法行為やマナー違反が散見されるようになり、住民生活に支障が生じている状況となっている。また、観光産業は地域の活性化に不可欠な産業であるが、何ら対策を講じなければ、地域住民はこうした観光がもたらす恩恵を感じることができず、観光への理解や協力を得ることが困難になってしまう。また、海外に目を向けると、スペインのバルセロナなどでは、住宅価格の高騰を背景に、オーバーツーリズムに対するデモ活動が起きており、国際的にも、観光客と地域住民との共存・共生についての議論の機運が高まっている。

平成15年の観光立国懇談会報告書における観光立国の基本理念は「住んでよし、訪れてよしの国づくり」であり、観光立国の実現のためには、まずは住民が「住んでよし」と思う地域でなければならない。このため、過度の混雑やマナー違反など、観光が地域住民にもたらす影響への懸念に対しては、こうし

た基本理念も踏まえつつ、地域住民の参画の下、地域の関係者による協議に基づく計画策定や、その計画に基づく取組の実施を促進していく。また、地域住民に対して、観光の意義や効果を実感して貰えるよう、地域住民向けの説明資料の作成や活用についても促進していく。

イ 観光の意義についての国民理解の増進（施策番号 18）

国民の観光に関する意義・マナーの普及や観光資源の保全等を図るため、観光関係団体と協力しながら、広く国民に対し積極的に広報活動を行い、国民全体の理解の増進を図るとともに、国民的な運動を後押しする。

ウ 「日本版持続可能な観光ガイドライン」（JSTS-D）に基づく取組の促進（施策番号 19）

観光客と地域住民の双方が満足できる持続可能な観光を実現するためには、適切な観光地マネジメントが不可欠である。このため、観光庁は国連世界観光機関（UN Tourism）の指示の下、グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会（GSTC：Global Sustainable Tourism Council）が開発した国際基準である観光地向けの指標（GSTC-D：GSTC Destination Criteria）に準拠しつつ、日本の風土や現状に適した内容にカスタマイズした「日本版」の観光指標として、「日本版持続可能な観光ガイドライン」（JSTS-D）を開発した。同ガイドラインに基づく各地域の取組を促進した結果、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数は、令和7年に115地域に達した。今後とも、国際基準である観光指標の動向を注視しつつ、必要に応じて「日本版持続可能な観光ガイドライン」（JSTS-D）の見直しを行うとともに、「日本版持続可能な観光ガイドライン」（JSTS-D）に基づく各地域の取組を促進していく。

エ 地球環境に配慮した観光の推進（施策番号 20）

国際的に持続可能な観光への関心・意識が高まる中で、今後我が国が世界の観光旅行者から選ばれる観光地となるためには、地球環境に配慮した旅行を推進するとともに、地域が主体となって持続可能な観光地域づくりを行うことが重要である。

地球環境に配慮した旅行には、カーボンニュートラルな交通手段の活用や、プラスチックゴミ・食品ロスの削減等に取り組む宿泊施設の利用が重要であり、観光事業者の自発的な取組の推進と、観光旅行者を含めた普及啓発、認知度の向上を図る。観光地域の環境保全と魅力向上のため、観光地域等で使用される商用車等について、電気自動車・燃料電池自動車等の次世代自動車の普及を促進する。

オ エコツーリズムの推進（施策番号 21）

エコツーリズム推進法に基づき、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理、広報活動、地域協議会に対する技術的助言等を実施するとともに、エコツーリズムを推進する地域に対してプログラム開発や人材育成、自然観光資源等のモニタリング等の取組への支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加及び認定地域における取組の更なる推進を図る。また、これらの取組や情報発信等を通じて、エコツーリズムの考え方を全国の観光地に浸透させていくことで、保護と利用の好循環を実現し、持続可能な観光地域づくりにつなげることを目指す。

⑤ 出入国に関する措置等の受入体制の確保

ア 円滑な出入国及び通関等の環境整備等（施策番号 22）

空港での入国審査待ち時間 20 分以内を目指すなど、革新的な出入国審査等を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）について、引き続き効果的に実施できるよう必要な体制整備等を行う。
- ・全国 4 空港において運用中の自動化ゲート（指紋認証ゲート）について、出入（帰）国者数の推移を見極めながら、令和 10 年度中の導入を目指している電子渡航認証制度（JESTA）を踏まえた上で、今後の在り方を検討する。
- ・全国 7 空港において運用中の顔認証ゲートについて、出入（帰）国者数の推移を見極めながら、機能向上等により更なる効果的な運用を図る。
- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、審査ブースの増設、施設の拡張等や CIQ 体制の整備を図る。2030 年 6,000 万人に向けた今後の訪日外国人旅行者数の増加を見据え、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を進める。
- ・旅客の案内等に従事する「イミグレーションアテンダント」を適正に配置することで、入国審査官を出入国審査に専念させるとともに、共同キオスク⁹等の機器の効果を最大限に引き出す。また、イミグレーションアテンダントによる案内等を補完するために動線案内等へのデジタル技術の活用を検討する。
- ・水際対策の効率的な実施と利用者の利便性向上の観点から、Visit Japan Web を活用した共同キオスクについて、令和 10 年度中の導入を目指している電子渡航認証制度（JESTA）の運用開始後の状況等を踏まえ、更なる拡充や高度化を検討する。

⁹ 共同キオスク：Visit Japan Web の二次元コードと旅券情報を読み取り、入管・税関手続に必要な情報の取得を同時に可能とする機器

- ・出入国在留管理庁において、全ての乗客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進めるとともに、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。
- ・本邦渡航前の事前スクリーニングを強化する相互事前旅客情報システム（iAPI: interactive Advance Passenger Information system）について、令和6年8月に開始した試行的な運用の更なる拡充を検討する。
- ・税関当局において、国内外の関係機関等との連携や、出入国旅客の事前旅客情報（API: Advance Passenger Information）や乗客予約記録（PNR）といった情報の電子的な収集の強化を図るとともに、それらの情報を24時間体制で分析・活用する。
- ・今後の航空需要の増大に対応するため、多数の旅客に対し確実かつ効率的に検査を実施できるよう、保安検査員の処遇改善や保安検査の高度化に資するDX技術等の活用を図るなど、更なる保安レベル向上や検査業務効率化を推進する。
- ・ストレスフリーで快適な旅行環境の実現に向け、顔認証技術を活用した本人確認システムや自動手荷物預入機等の自動化機器の導入、自動運転技術の活用により旅客の搭乗手続きの円滑化を実現し、チェックインカウンターの共用化等、空港内の旅客動線の整備を行うことで利用者の混雑・待ち時間を改善するFAST TRAVELの取組を推進する。
- ・迅速な通関による旅客の利便性の向上と、厳格な税関検査の実施による国民の安心・安全の確保の両立を図るため、税関検査場電子申告ゲートの機能強化・増配備を進めるとともに、X線CTスキャン検査装置等の効果的・効率的な取締り・検査機器の配備・活用を行う。

イ 査証業務の最適化と体制強化（施策番号23）

訪日プロモーション事業の重点国・地域を含め、訪日に当たって査証が必要な国・地域について、厳格な査証審査を確保しつつ円滑な査証手続を推進するため、業務の最適化と体制強化を図るとともに、査証審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。

(2) 地方誘客の推進による需要分散

① 地方の観光地の魅力向上・地方誘客

I 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成（施策番号24）

持続可能な観光地域づくりを促進するため、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）が地域の多様な関係者と協働しながら戦略に基づいた取組を実行し、地域の稼ぐ力を引き出すという役割を十二分に果たせるよう、それぞれの地域の発展段階に応じ、DMOにおいて課題となっている人材の育成・確保

や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、DMO の体制整備・機能強化を推進する。

特に、科学的なアプローチ、受入環境の整備、地域住民の参画促進等の地域マネジメントや組織マネジメントに係る質の高い取組を行う優良モデルとなる DMO を確立するための集中的な支援を行うとともに、持続的かつ国際競争力の高い観光地域づくりが各地で行われるよう、他の DMO への横展開を図る。

II 地方誘客、地域周遊・長期滞在を促進するための中長期な戦略に基づく取組の推進（施策番号 25）

観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、広域連携 DMO・都道府県 DMO・地域 DMO の各 DMO の役割に応じ、地域の実情を踏まえた柔軟かつ弾力的な事業を推進できる枠組みを構築することにより、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る。

具体的には、広域連携 DMO が策定する中期的な目線に基づくより広域での戦略の下で、地方公共団体、都道府県・地域 DMO、観光地域づくりプラットフォーム、民間事業者とも連携の上、各者が実施する調査・戦略策定、観光コンテンツ造成、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーション等の取組に対して総合的な支援を行う。その際、2025 年に開催された大阪・関西万博のレガシー等の活用についても促進する。併せて、観光圏においては、観光地域づくりプラットフォームが中心となって地域の幅広い関係者の連携の上実施する、各観光圏が定める観光圏整備実施計画に位置付けられた各種取組を推進する。

III 戦略的な訪日プロモーションの実施

ア 様々な国・地域への戦略的な訪日プロモーションの実施（施策番号 26）

持続可能な観光の実現に向けては、様々な国や地域からの訪日を促進し、インバウンド市場の多様化の流れをさらに後押しする必要がある。観光旅行者の意識変化や市場ごとのニーズも踏まえながら、関係省庁や関係機関の連携の下、旅行消費額の拡大や地方誘客の促進のほか観光外交の推進等を目指し、戦略的に訪日プロモーションを展開していく。

訪日プロモーションは、観光旅行者のニーズ変化も踏まえながら効果的に実施していくことが重要であることから、日本政府観光局ウェブサイト・SNS 等の外国人目線での更なる充実やデジタルマーケティングの活用により、旅行者にきめ細やかに情報を提供する。

さらに、閑散期等も踏まえつつ地方部への誘客を進めていくために、各種調査等により把握した各市場のニーズを踏まえ、当該市場に人気の高いテーマ（食、アート、庭園等）に沿った地方部の観光コンテンツについて、積極的なプロモーションを一層推進する。

訪日外国人旅行者の来訪の促進のためには、留学生の増加・活用等の国際相互交流の推進等、様々な取組を推進することが重要であることから、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関が緊密な連携・協働を図り、総合的かつ計画的に施策を推進する。

観光庁、日本政府観光局と在外公館、独立行政法人国際交流基金（JF。以下「国際交流基金」という。）をはじめとする関係省庁や関係機関、インバウンドへの取組を加速する地方公共団体、経済団体や観光事業者、日本ブランドの海外展開を進める民間との連携、日本で開催される国際会議や新規路線の就航等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制で訪日プロモーション事業を展開する。その際には、在外公館や国際交流基金等を通じた日本紹介事業及び同事業により構築した現地ネットワークに加え、現地国との友好年・周年事業等の各種機会を積極的に活用する。

さらに、駐日各国大使等に各地方が誇る文化・産業施設等の魅力を直接見聞きしてもらい、我が国の魅力の各国への発信につなげる。

イ 欧米豪市場等の新規訪日層の開拓（施策番号 27）

訪日外国人旅行消費額の拡大等を図っていく上で、消費単価が高く、訪日未経験者の多い北欧を含む欧米豪市場や中東市場を中心として、訪日旅行需要を取り込んでいくことが重要である。

特に、これらの市場で多くを占める「未訪日ながら訪日旅行に関心を持っている層」に対しては、統一のキャッチコピーやビジュアルを活用した大規模なプロモーションを行う。

また、プロモーションで取り上げるコンテンツは地方部のものを多く盛り込み、初訪日から地方部を訪問することに、興味・関心を高めていく。

ウ アジア市場等のリピーター層の再訪日意欲喚起（施策番号 28）

訪日経験者が多い東アジア市場及びリピーターの拡大が進む東南アジア市場を中心として、地方の魅力をメディアや旅行博出展などを通じて発信するほか、地方への旅行商品造成を促すこと等により、リピーターを確保していく。

また、各市場のニーズを踏まえ、興味・関心が高いテーマについて、重点的に発信を行うとともに、航空会社等との共同広告事業等により地方部への誘客を着実に促進する。

エ 地域の魅力の海外発信（施策番号 29）

様々な地域に訪日外国人旅行者を誘致し周遊を促進するため、地域に対するきめ細やかなコンサルティング等、地方公共団体や広域連携DMOをはじめとする観光地域づくり法人（DMO）のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光

局による支援を強化するとともに、地方誘客を図るプロモーションを実施する。

また、公益社団法人日本観光振興協会の国内観光情報サイトを活用して各観光地の魅力の発信を強化する。

オ AI 等デジタル技術の活用（施策番号 30）

訪日旅行の目的等の多様化が進む中で更なる訪日外国人の拡大を目指していく上では、より個々の旅行者のニーズに沿ったプロモーションが重要であり、幅広い層に対して満足度の高い訪日プロモーションとすべく、これまでの取組に加え、生成 AI による観光案内、各種データの利活用による地方誘客促進といったデジタル技術を活用した新たな取組を進める。

また、AI 市場の成長により、SNS 等から旅行のインスピレーションを得た上で生成 AI を活用し情報検索や旅行選択を行うなどの新たな旅行者の行動変容に対応したプロモーションを行うため、より効果的な形態かつ生成 AI 検索に適した情報発信を行う。

IV 大規模イベントを活用した情報発信

ア GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）に向けた対外発信（施策番号 31）

GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）についての対外発信を強化するとともに、開催期間中は、世界中から訪れる来場者に、我が国の優れた花き品種、生け花、盆栽及び日本庭園等の伝統的な造園技術・園芸文化、日本各地の庭園や花の名所、自然資本をベースとした新たなグリーン社会の姿等に関する展示を通じて、我が国が誇る魅力を世界に発信し、訪日観光需要を喚起する。

イ 大阪・関西万博等のレガシー活用（施策番号 32）

2025 年に開催された大阪・関西万博等の経験を生かし、今後実施される大型イベントに向けて海外メディアを通じた発信及び情報発信の基盤整備を進める。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流等で培ってきた地方公共団体と相手国との間での良好な関係を支援し中長期的に発展させ、地方公共団体の相手国への情報発信力を高め、インバウンド誘致や地方産品のプロモーションを支援する。

V 各分野と連携した情報発信

ア 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進（施策番号 33）

大使・総領事の公邸、広報文化センター等の在外公館施設を、地方公共団体が実施する観光広報関連事業等においても活用することにより、相手国の政財界のハイレベルや観光業界幹部の集客を図るとともに、相手国に幅広く地域の観光の魅力を宣伝し、現地における観光広報を推進する。

イ クールジャパンの海外展開（施策番号 34）

海外で高い評価を得ている我が国の優れたコンテンツの海外展開、インバウンド（訪日外国人旅行消費額）、農林水産物等の海外展開、ファッションや化粧品等の海外展開などクールジャパン関連産業において、経済効果として、2033 年までに 50 兆円以上の規模とし、日本ファンの拡大に向けて、各国・地域における「日本が大好き」の割合について、2033 年までに 10 ポイント上昇させる。

このため、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等と連携し、国内産業観光にも寄与する企業や地域の輸出産業に関する情報についてオンラインで海外発信するほか、クールジャパンの海外への発信や売り込み、政府間対話及び官民による国際的対話を通じた海外での事業環境整備を行う。併せて伝統的工芸品産地のブランド化による魅力向上等のために、海外に向けた情報発信として、YouTube 等を活用した産地プロモーションや産地情報の多言語化を引き続き支援し、環境整備を行う。特に YouTube での情報発信は 2030 年度までに 120 品目の伝統的工芸品のプロモーション動画公開を目標とする。

また、日本の伝統的な祭を日本文化に参加できる体験として観光コンテンツ化し、その情報を海外に発信していくことで、継承者不足で開催自体が困難になっている地方の祭を活性化させるとともに地方における関係人口の創出を図っていく。

さらに、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」等を通じた官民・異分野で連携した取組の組成・推進及び地方のクールジャパン資源の発掘・展開等を促進する。また、インバウンド消費の獲得に向けた地域の観光コンテンツの造成や磨き上げを含むクールジャパン分野の事業に対し、株式会社海外需要開拓支援機構による支援を行う。

加えて、放送コンテンツの海外展開を通じて、日本の各地域の魅力を発信することで、地方への訪日外国人旅行者誘致につなげる。

あわせて、国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき一定の要件を満たす場合にはクールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れを可能とする特例の活用を図るなど、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野におけるクールジャパン外国人材の受入れを促進する。

ウ 日本文化に関する情報の総合発信（施策番号 35）

在外公館において、日本文化や社会、日本人の価値観に対する理解を深め、日本への信頼へとつなげていく取組を行う。また、外務省や在外公館等のSNSを活用し日本の魅力を発信するとともに、訪日促進につながるコンテンツを効果的に再発信する。加えて、国際交流基金が実施する、海外における日本映画祭等の取組を通じ、対日理解の促進及び親日感情の醸成を図り、インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信を行っていく。

外国における日本文化発信の際には、当該国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、文化芸術の分野ごとの特性を踏まえて戦略的に進める。外国における日本人による公演や海外フェスティバル等への参加の支援、日本文化を紹介する展覧会等を行う。

また、訪日外国人旅行者が本格的に体験できる、地域の文化資源を活用した本格的な日本文化の体験コンテンツを提供する取組等を支援することにより、訪日外国人旅行者数の更なる増加を促進する。

特に日中韓3か国においては、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施を通じて、東アジア内の相互理解・連帯感の形成を促し、新たな文化芸術の創造を図るとともに、都市間のネットワークを強化する。

エ 日本食・日本食材等の海外への情報発信（施策番号 36）

訪日外国人旅行消費額や農林水産物・食品輸出額の政府目標の達成を目指すとともに、農林水産業・食品産業の「海外からの稼ぐ力」を強化するため、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る。

具体的には、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）が運営する日本食ポータルサイト「Taste of Japan」の機能強化を通じて地域の食文化や農山漁村の魅力とそれらを盛り込んだガストロノミーツーリズムの一体的な発信、地理的表示（GI）産品の外国人向けの発信、食・食文化体験の魅力等のインバウンド向けの発信を強化する。また、日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、日本産酒類の更なる魅力発信に取り組む。加えて、近年、和食を含む日本食が訪日外国人旅行者から高い人気を得ていることを踏まえ、日本の食文化の奥深さを知りうる機会を提供するため、新たに創設予定の食文化分野の顕彰制度において、受賞者の功績の国内外への発信に取り組む。

また、農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組を促進し、農泊地域における輸出重点品目等を活用した食コンテンツの開発、ローカルガイドを始めとした人材の育成と確保、食関連施設の整備等を一体的に推進する。

さらに、日本の食・食文化の魅力を活かし、地域発の商品・サービスの需要拡大やインバウンドの地方誘客につなげるため、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として、訪日外国人の誘致を図る地域の取組を認定する

「SAVOR JAPAN」を進めるとともに、関係省庁等が連携したコンテンツの海外展開に向けた取組を進め、日本食・日本食材等の魅力をSNSや海外メディアで発信する。

オ 国際放送による情報発信の強化（施策番号 37）

我が国の文化、産業その他の事情を海外に紹介するため、伝統文化やポップカルチャー等、日本の魅力を発信する多彩な番組が英語で放送されている外国人向けテレビ国際放送及びその放送の放送番組の配信について、世界各国における視聴者へのリーチの更なる拡大及び認知度向上等の取組を行う。

カ 外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信（施策番号 38）

テレビチームを含む外国報道関係者の招へい等を実施し、日本国内での取材を支援することにより、各地における地域活性化の取組や招へい対象国と特別な関係のある地方都市に関する情報発信等、日本の魅力の対外発信を行う。

キ 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供（施策番号 39）

外国人にわかりやすい英語表記の地図の普及を促進するため、利便性の高い情報として整備し、ウェブ地図「地理院地図」により配信する。

また、文化遺産情報を総覧するポータルサイト「文化遺産オンライン」により、有形・無形の文化遺産の積極的な公開・活用を進める。あわせて、全国各地の文化財について、外国人目線で作成する多言語解説や高精細画像・動画等のデジタルコンテンツを拡充し、日本政府観光局のウェブサイトから一元的な情報発信を行う。

② 地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実

I ハード・ソフト両面での地域の観光資源の磨き上げ（施策番号 40）

インバウンドの地方誘客は、地方に新たな経済効果をもたらすのみならず、一部の地域における過度の混雑等の個別課題の解消にも資するものであり、今後更なる推進が必要である。このため、新しいICTの活用も検討しつつ、地方へのインバウンド誘客や、地域経済に貢献する消費活動の促進につながる、各地の観光資源の掘り起こしや磨き上げに関する総合的な支援を進める。

具体的には、歴史的建造物などの「歴史」、四季や地域ごとに変化に富む豊かな「自然」、和食に代表される国際的な評価の高い「食」、伝統工芸品をはじめとした「文化」といった、我が国ならではの魅力ある地域資源を観光資源として再発見するための取組を進めるほか、これらの観光資源を活用し、インバ

ウンドの「コト消費」につながるような観光コンテンツの創出や高付加価値化に向けた支援をパッケージとして展開する。併せて、地域における体験の質や回遊性の向上に資する施設整備に対する支援も推進することで、地域の魅力を一体的に強化していく。

II 歴史資源の観光活用

ア 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進（施策番号 41）

古民家や社寺、城等の歴史的資源を観光活用する取組を推進する。古民家等の歴史的建築物を宿泊施設等として整備し、観光資源として活用する取組を進める。

また、個別の建築物の整備・活用に留まらず、歴史的建築物の整備の面的展開や歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備を進め、周遊・滞在に相応しい魅力的な観光まちづくりをオーバーツーリズムの未然防止・抑制も考慮しながら進める。

令和 12 年度までに歴史的資源を観光まちづくりの核として活用する取組を展開する地域（取組展開地域）を 400 地域に、地域一体となった面的な取組により高付加価値化を目指す地域（面的展開地域）を 100 地域にすることを目指す。

イ 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発（施策番号 42）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき歴史的風致維持向上計画の作成を促進し、観光資源となる文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。

歴史まちづくりの裾野拡大を図るため、歴史的風致維持向上計画の重点区域における歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備について、ハード・ソフトを一体的に支援する制度を創設する。また、重要な観光資源である古都をはじめとする歴史的風土の消失・質的低下を防止し、適切な保存・活用を図るほか、都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する。

III 文化資源の観光活用

ア 文化資源の観光資源としての魅力の向上（施策番号 43）

旅行者が我が国の「たから」である文化財の魅力を十分に感じられるよう、文化財の適切な周期による修理・整備や健全で美しい状態に回復するための美装化等への支援を行う。また、訪日外国人旅行者を含め、全ての人にわかりやすい文化資源の解説作成や多言語化への支援にも取り組む。修理現場の公開や修理機会を捉えた解説整備への支援も引き続き実施する。加えて、文化資源の

歴史的・文化的背景を理解しながら深く楽しむことのできる観光コンテンツの整備や文化財をはじめとする建造物の宿泊施設等への改修を支援するとともに、こうした文化資源の活用を担う人材の育成・確保の取組を強化し、文化資源の高付加価値化を推進する。

日本遺産については、日本遺産全体の質の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進するための支援の充実等、日本遺産を活用した継続的な取組を推進する。

また、多彩な文化体験を提供可能な文化観光拠点地域の形成を促進するため、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、デジタル技術の積極的な活用を支援する。

イ 博物館・美術館等の文化施設の充実（施策番号 44）

博物館・美術館について、夜間も文化資源に触れることができるよう、ナイトタイムエコノミーを促進する観点からも、夜間開館をはじめとした観光活用を推進する。また、国立文化施設をインバウンド拠点として位置づけ、国立博物館等が行う快適な観覧環境の提供のための施設設備の改修、鑑賞機会の充実（公開期間の延長を含む）に向けての支援、地域との連携強化を促進する。文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「文化観光推進法」という。）等を活用し、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進、文化施設や文化資源の高付加価値化の促進等に取り組むほか、文化資源の活用に係るノウハウの蓄積を図る。さらに、参加・体験型プログラムをはじめとする質の高い催しの充実や適切な多言語対応・通信環境の整備等を通して、国内外の訪問者が言語・年齢・障害の有無に関係なく芸術鑑賞・創造活動ができる環境の構築に取り組むとともに、ICTの活用等による新たな観覧・鑑賞環境の充実も進める。併せて、観光・インバウンド誘客に資する魅力的な博物館・美術館、劇場・音楽堂等の文化施設を各地に創出するため、文化施設でインバウンド向けの収益事業を行うに当たり必要となる観覧環境の整備や収益施設の設置・改修等への支援を行う。

また、国宝・重要文化財の公開活用を促進するため、地域の博物館のシンボルとなる所蔵品の常設展示を行う取組への支援や、博物館等が所有する地域ゆかりの文化遺産を「いつ来ても見られる」ようにするための高精細レプリカやDXコンテンツを活用した展示機能の整備など、地域の博物館が、地域内や国内外の博物館との連携も含め、観光やまちづくり等において中核的な役割を果たすよう、その取組を推進する。

ウ 国際的な芸術祭の活用（施策番号 45）

全国各地で開催される国際的な芸術祭は、大きな集客効果や経済効果を見込むことができ、各地の魅力づくりにもつながるものである。このため、創造的な内容の企画や優れた芸術家の世界の多様な地域からの参加等を得るための取組を継続する。

工 舞台芸術の振興、情報発信等（施策番号 46）

歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術を観光資源として広く提供するため、国立劇場、新国立劇場や地域の劇場・音楽ホール及びトップレベルの芸術団体における創造発信等を推進する。

オ 芸術の観光への活用を推進する人材の育成（施策番号 47）

文化を担う芸術家を、将来を見据えて育成するとともに、芸術を観光等に活用するプロデューサーやアートマネジメント人材の育成に取り組む。

カ コンテンツ分野の人材育成（施策番号 48）

マンガ、アニメーション、映画、メディアアート等のコンテンツは、広く国民に親しまれているだけでなく、海外でも高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。また、観光旅行者の訪問がアニメーション作品の舞台となつた地域の活性化にもつながるなどの好循環も生まれている。このため、日本発コンテンツの海外売上を 2033 年までに 20 兆円に拡大する目標の下、我が国の優れたコンテンツを国内外へ発信するとともに、コンテンツ分野を担う人材の育成を推進する。

キ エンタメ・コンテンツ産業への戦略的支援（施策番号 49）

エンタメ・コンテンツ産業は、コンテンツを目的に訪日するインバウンド観光客による国内消費等を通じて、旅行収支の黒字化に貢献しており、海外の活力を取り込むという観点から重要である。官民で連携して世界市場で戦っている諸外国との国際競争が激化する中であっても日本発コンテンツの海外売上を 2033 年までに 20 兆円に拡大する目標の下、ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、実写といった主要分野について、投資する分野・バリューチェーン・地域等を具体化し、制作から海外展開まで一気通貫で支援するとともに、複数年の支援を含めた大規模・長期・戦略的な官民投資を推進し、成長投資を拡大することで海外展開を促進する。

具体的には、ロケ撮影等の誘致はインバウンド観光客の誘因となる聖地を生み出すことから諸外国に遜色ない水準で支援に取り組む。

また、以下のようなコンテンツを支える支援を行うとともに、大規模・長期・戦略的に支援を行うための政府の支援体制を検討する。

- ・コンテンツを創出するクリエイターに対して、エンタメスタートアップの事業化支援や、価格転嫁や多重下請構造の是正による賃上げ、就業環境の整備を行う。
- ・コンテンツ制作の基盤となる開発プラットフォームを強化するための税制等の支援を通じた研究開発の強化を行うとともに、制作現場におけるAI等の高度技術の活用の在り方について検討する。
- ・グローバルに通用する質の高いコンテンツ作品の製作に対する支援として、海外で戦える大規模で高品質なコンテンツ製作や新規IP創出に対する支援の強化や、多様な民間の資金調達手法の検討等を行う。
- ・コンテンツを世界に届けるための流通プラットフォームの強化に向けては、海外における流通機能の強化の支援や、コンテンツ制作者とデジタルプラットフォームとの契約の透明化や改善に向けた検討を行う。
- ・より多くの外国人が適切に日本発コンテンツを認知・享受するために、デジタルコンテンツ・グッズ類等の海賊版対策を進めながら、企業・分野横断で連携した海外イベント出展の支援等をはじめとした海外展開支援を行う。

ク アニメやマンガ、映画等のコンテンツを活用した観光の推進（施策番号 50）

地域が一体となって、ロケ地を訪れるロケツーリズムやアニメやマンガ等のゆかりの地を訪れるような作品等を核とした観光のストーリー・基盤づくり、観光コンテンツ造成、関連産業・ファンダムエコノミー¹⁰拡大等、官民が連携してコンテンツと地方創生の好循環づくりの取組を推進する。

宿泊滞在を含めた地域観光の魅力向上に向けて、アニメやマンガ等のコンテンツを起点とする経済波及効果の大きい地域一体となった官民連携の取組について、クールジャパン戦略会議においてコンテンツ地方創生拠点として選定を行い、関係省庁、地方公共団体、関係経済界が連携して強力に推進する。2033年までに全国約200か所の選定を目指し、官民を挙げた国内外の発信強化等により誘客拡大・地域経済の活性化を図る。

アニメ、マンガ等のコンテンツを活用した観光コンテンツの造成や効果的な情報発信、販路開拓等を総合的に支援し、ロケツーリズム、アニメツーリズムといった、観光コンテンツの供給に向けた取組を官民一体となって推進する。

映画やアニメ等のロケ地や舞台は、国内外の観光需要を喚起する重要な拠点であることから、ロケ誘致による経済・社会的効果を効果的に実現するため、地域内の関係機関の連携強化による情報発信や許認可円滑化、インセンティブ付与等を引き続き推進する。

¹⁰ ファンダムエコノミー：アニメやマンガ、映画等の特定のコンテンツに対するファンの熱量の高い組織的な活動が、経済的価値を生み出す仕組み。

ケ NEXT 日本博（仮称）の推進（施策番号 51）

2025 年に開催された大阪・関西万博に向けて実施した「日本博 2.0」のレガシーを継承しつつ、海外に高い訴求力を有するアニメ・マンガ等の活用や、多様な領域の掛け合わせ、ナイトカルチャーの充実などにより新たな価値創出を進め、最高峰の文化資源の多面的魅力を発信する。

海外マーケティングを抜本的に強化し、地方と海外を直接つなぐ販路形成等により自走財源を確保し、インバウンド需要に的確に応え、地方への誘客・周遊、滞在の長期化及びリピート率向上を図る。

コ 世界遺産の推薦及び保存・活用（施策番号 52）

世界に誇る我が国の文化財について、引き続き世界遺産への登録に向けた推薦を行う。

また、登録された文化遺産については、旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援を行う。

サ アイヌ文化の魅力の発信（施策番号 53）

アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向け、アイヌ語やアイヌの人々において継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸等のアイヌ文化の魅力について、効果的な発信を行うとともに、アイヌ文化に触れることを通じて理解を深めてもらえるよう、ウポポイ（民族共生象徴空間）について、年間来場者数 100 万人を目指し、多彩なアイヌ文化体験プログラムや国立アイヌ民族博物館における魅力的な特別展等の開催をはじめとするコンテンツの充実やその他地域との連携、誘客促進に向けた広報活動等、関係省庁が一体となって総合的に取り組む。

IV 自然資源の観光活用

ア アドベンチャーツーリズムの推進（施策番号 54）

地方誘客や消費拡大の効果が見込まれる、自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて我が国の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムの推進に向け、アドベンチャートラベル・ワールドサミット 2023 の成果も踏まえ、各地における取組の一層の発展に向けて、自然・文化等の我が国の豊富な地域資源を生かした観光コンテンツの造成・磨き上げ、国内外のアドベンチャーツーリズム関係者と連携した販路拡大やネットワーク強化等を支援する。

イ 国立公園等の魅力向上とブランド化（施策番号 55）

我が国の国立公園において、保護と利用の好循環を通じて、優れた自然を守り、地域活性化を図るため、関係省庁や関係地方公共団体の連携の下、国立公

園満喫プロジェクトを推進する。令和7年度中に策定される新たな取組方針のもと令和12年までに全35の国立公園において、国立公園利用者の増加と滞在時間の延長を目指し、国立公園のブランド化を進め、国内外からの誘客に貢献する。

さらに、国立公園の滞在体験の魅力向上を図るため、4つの国立公園における先端モデル事業を推進するとともに、その成果を踏まえ、国立公園制度100周年となる令和13年までに全ての国立公園で、地域の理解と環境保全を前提に、民間活用による魅力向上事業を実施する。また、利用拠点の上質化を図るため、景観を阻害する廃屋等の撤去等を含めた利用拠点の整備改善、国立公園ならではの宿泊施設の質の確保、利用拠点におけるビジターセンター等の再整備・機能充実、案内板等の多言語解説やデジタル展示の充実等に取り組む。

そのほか、地域の自然・文化等を深く体験するアクティビティの充実等による自然体験活動の促進、それらを推進する地域人材の育成支援、サステナブルツーリズム、アドベンチャーツーリズム及びネイチャーポジティブな観光の推進を図る。また、共通プラットフォーム等による国立公園等の円滑な利用や利用者負担の仕組みの導入、公共施設における新たな民間サービスの提供、安全で快適なビューポイント・登山道等の施設整備の推進、山岳地域における山小屋等の高付加価値化、国定公園やロングトレイルとの連携、脱炭素・脱プラスチック等の環境配慮型の受入環境づくりの推進等を図る。さらに、日本政府観光局や地域関係者、国立公園オフィシャルパートナーシップ締結企業等を始めとした民間企業・団体等とも連携しながら、各種企画・展示、ウェブサイト、SNS等様々な方策により、国立公園等の魅力を国内外に向けて発信する。

ウ 国民公園の魅力向上・創出（施策番号 56）

国民公園について、旧皇室苑地としての歴史的・文化的な価値も踏まえながら、一層の魅力向上に取り組む。具体的には、来園者の利便性・安全性を確保するための取組に加え、北の丸公園における情報発信拠点の整備、新宿御苑における日本館御殿の復元的整備・公開（コンシェルジュやガイド機能の実装、体験コンテンツの提供を含む。）等、我が国の歴史や伝統、緑や庭園を手軽に楽しむことのできる場としての受入環境整備を推進する。また、皇居外苑内の文化財、歴史資源を活用したライトアップや民間活力を生かした行事・イベント等の実証等も通じて魅力創出を図る。

エ エコツーリズムの推進（1.（1）④ オ 再掲）

オ 農泊の推進を通じた滞在型農山漁村の確立・発展（施策番号 57）

農山漁村に滞在しつつ、多様な地域資源を活用した食や体験を楽しむ農泊を推進し、インバウンドを含む旅行者の地方への誘客促進及び滞在時間の長期

化、宿泊単価等の向上を図ることにより、農山漁村の所得向上と雇用の創出を実現する。そのため、多様な旅行者のニーズを踏まえつつ、地域の食、文化、景観等を生かしたストーリーづくり、業務プロセスの整理とそれを踏まえた人材確保並びに省力化及び生産性の向上による経営の強化、国内外へのプロモーション等を通じた全国各地の取組の活性化、滞在施設等の整備等を支援する。その際、関係省庁等が連携するとともに、旅行事業者や金融機関等の民間事業者の参画を促進し、令和11年度までに農泊地域での年間延べ宿泊者数1,200万人泊、宿泊等の売上額2,200億円を目指す。

カ 温泉の観光活用（施策番号 58）

温泉は、我が国が誇る魅力的な観光資源であり、地域には古来より温泉地として栄えてきた歴史に基づく多様な文化が根付いていることから、温泉そのものに加え、温泉と関わりの深い周辺の地域資源を含めた観光活用を推進していく。

また、「温泉文化」をユネスコ無形文化遺産に提案することが令和7年度に決定されたことも踏まえ、我が国の温泉の国際的な認知度向上に向け、情報発信等に取り組んでいく。

さらに、現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方である「新・湯治」を推進するため、温泉地全体で得られる療養効果の把握・情報発信等の施策を展開する。

V 食の観光活用

ア ガストロノミーツーリズムの推進（施策番号 60）

地域ごとに特色のある食文化を生かしたガストロノミーツーリズムは、食文化に関わる地域の様々な産業への波及効果を及ぼすことが期待される。関係省庁による施策連携のもと、地域における幅広い関係者の協働による食文化を体感できる質の高い観光コンテンツの造成や体制構築等を支援することにより、地方誘客や消費拡大、持続可能な観光地域づくりにつながるガストロノミーツーリズムの取組を推進する。また、特色ある食文化のストーリーの構築等に取り組む地域に対し、調査研究等の支援を行う。

イ 酒蔵ツーリズムの推進（施策番号 61）

酒類業は、歴史的・文化的に重要な地場産業を形成してきたほか、近年では、地域活性化やクールジャパンとして新たな価値を創出している。また、日本産酒類は国際的な評価の高まりとともに輸出額が増加傾向にあり、インバウンド需要開拓の重要な観光コンテンツである。

このため、酒蔵 자체が観光化の取組を行うことによる観光旅行者の受入整備や消費拡大につながる取組等を支援し、酒類事業者、観光事業者、交通機関、

地方公共団体等が連携して、国内の酒蔵（ワイナリー、ブルワリー等を含む。）や観光資源等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進する。

VI スポーツの観光活用

ア スポーツツーリズムの推進（施策番号 62）

スポーツの参加や観戦を目的とした地域の訪問や、自然や文化芸術等の地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムの推進を通じ、国内旅行需要の喚起や、ゴルフ、スキー、トレッキング、武道等のスポーツへの志向性の高い訪日外国人旅行者の訪日促進を図る。このため、継続的な合宿・キャンプの誘致やスポーツを活用したまちづくりとしてのスポーツコンプレックスの推進、スポーツ施設の整備に加え、各地域の自然資源を活用したアウトドアスポーツ、遊び感覚のアクティビティとして広がりを見せるアーバンスポーツ、訪日外国人旅行者ニーズの高い日本発祥の武道等を活用した観光コンテンツの創出やスポーツホスピタリティの提供などによるスポーツ観戦機会の高付加価値化に取り組む。

また、スポーツによるまちづくりを推進する担い手となる地域スポーツコミュニケーションの質の向上を支援するほか、地域の魅力を体験できるスポーツツーリズムやアドベンチャーツーリズムの情報を、日本政府観光局を通じて海外へ発信する。

さらに、令和7年2月に改定した「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」に基づき、スポーツ、文化芸術及び観光の相乗効果を発揮して世界に対して我が国の魅力を発信するとともに、令和8年の第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）や第5回アジアパラ競技大会、令和9年のワールドマスターズゲームズ2027関西をはじめとした大規模な国際スポーツ大会の円滑な実施や大会を通じたインバウンド需要の拡大に資する支援に取り組む。

イ サイクルツーリズムの推進（施策番号 63）

官民が連携した誰にでも安全で快適な走行環境の整備や、サイクルトレンの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、当該環境について国内外へPR等を実施することや、各都道府県警察、道路管理者、観光関係者を含む関係機関・団体等におけるウェブサイト等の各種媒体を通じた訪日外国人旅行者等に対する自転車の通行ルール等の交通安全に関する情報の発信を図ることにより、自転車に乗ることそのものを楽しむサイクルツーリズムを推進する。

また、シェアサイクルの導入・拡充や、サイクルトレン等の自転車と公共交通との連携により、観光の足としての自転車の利用を推進し、観光地における

る移動範囲を拡大することで、地域資源を活用した観光地域づくりに貢献する。

ウ 国際競争力の高いスノーリゾートの形成（施策番号 64）

スキー・スノーボードを中心としたスノーリゾートは、訪日外国人旅行者の地方での長期滞在や消費拡大を図る上で、鍵となるコンテンツである。スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域において、観光地域づくり法人（DMO）等を中心に関係者が一体となって多様化するニーズを踏まえて策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」の実現に向けた取組を支援する。具体的には、スキー場のリフト・ゴンドラの統廃合等や、IC ゲートシステムの導入等のほか、我が国らしい多様な体験コンテンツの造成による長期滞在できる環境の整備やグリーンシーズンの誘客強化等スノーリゾートの通年化に係る取組を支援し、環境に配慮した持続可能なスノーリゾート形成のほか、観光消費の地域への還元等地域活性化に資するとともに、長期滞在型の国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進する。

また、スキー人口が急増しているアジア市場及び日本のパウダースノーへの興味・関心の高い欧米豪市場において、旅行会社との連携を強化し誘客拡大を図るとともに、スノーアクティビティ・ワインタースポーツに加え、グリーンシーズンに関するプロモーションを戦略的に実施する。

VII その他の観光資源の活用

ア 魅力ある公的施設の公開・開放（施策番号 65）

我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放を行い、日本の「粋」が尽くされた日本ならではの空間を世界に発信する。具体的には、赤坂や京都の迎賓館について、接遇等に支障のない範囲で、通年での一般公開を実施するとともに、更なる魅力向上のため、夜間の公開等の特別企画を計画的に実施する。また、ユニークベニューとしての活用を図る「特別開館」を実施することで、我が国の歴史及び文化並びに迎賓館の魅力を内外に発信し、これらに対する理解の促進を図る。

さらに、皇居をはじめとする皇室関連施設の積極的な公開を引き続き行うとともに、皇居三の丸尚蔵館について、整備・建替え、美術品等の公開に向けたメンテナンスや映像コンテンツ制作を実施し、地方展開を進める。皇居東御苑について、大手休憩所（仮称）を皇居三の丸尚蔵館の全館開館時期（令和 8 年秋予定）に合わせて整備し、同館来館者を含む皇居東御苑来訪者全体のアメニティ向上等を図る。

イ 医療や健康増進と連携した観光の推進（施策番号 66）

自然、温泉等の健康増進に資する地域資源をはじめとした地域の観光コンテンツや我が国の質の高い医療技術を生かした魅力的な滞在プランの造成、地域や医療機関での受入体制の構築などに関する事例の収集・展開を進める。

ウ インフラツーリズムの推進（施策番号 67）

インフラを観光資源として積極的に活用し、地域や民間と連携したインフラツーリズムに育て、展開していくための方策を検討し、全国に展開していく。また、インフラツーリズムポータルサイトを機能強化するなどして、身边にあるインフラの魅力などのより一層の情報発信に努める。

エ ローカル鉄道の魅力向上による地方誘客推進（施策番号 68）

移動手段そのものの魅力を高め、快適で満足度の高い移動を実現することにより地方への誘客をより一層促進するため、地元の食材や沿線風景を楽しむ列車など、ローカル鉄道を観光資源そのものとして活用した地域ぐるみでの取組を支援する。

オ 外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進（施策番号 69）

土産品等のショッピングは、日本各地の魅力を訪日客に伝え、消費拡大に直結する観光資源であり、本邦企業の海外進出等にも好循環をもたらすことが期待される。そのため、官民が連携して行う外国人旅行者向け消費税免税制度の利用促進等により、ショッピングツーリズムを推進する。

特に、地域経済の活性化を図るため、免税に係る面的な取組の支援等を通じて、地域の商店街や物産店等における同制度の活用を促進し、地方部の免税店の増加や消費拡大に取り組む。

そのほか、販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機の普及促進、免税販売手続における Visit Japan Web の活用による利便性向上等の取組を進める。

また、令和8年11月から移行される消費税免税制度の「リファンド方式」について、免税店・旅行者等へ周知広報等を実施する等、同制度の円滑な移行や、適切な運用を通じた更なる消費拡大にも努める。

カ デジタルノマドの誘客促進（施策番号 70）

デジタル技術の進展や働き方の多様化等を背景として世界的に増加している国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）を我が国に呼び込むための在留資格制度が令和6年3月に創設され、我が国を訪れるデジタルノマドの増加が見込まれる。デジタルノマドは長期滞在による地域消費の拡大やイノベーションの創出によるビジネス効果が期待されることから、デジタルノ

マド誘客をめぐる世界間競争に遅れることなく、我が国がデジタルノマド先進国に比肩する存在となるよう、「ロングステイのビジネスインバウンド」が有する特性やニーズを踏まえた観光地域づくりを総合的に推進すべく、新しいICTの活用も検討しつつ、長期滞在に適した受入環境整備や、デジタルノマドに訴求する観光コンテンツの造成、日本国内の複数地域を周遊・滞在する仕組み作り、リモートワーカーを多く抱える海外企業等へのアプローチ施策、SNS等を活用したプロモーション戦略の展開等の取組への支援によりデジタルノマドの誘客を促進する。

キ 離島地域等における観光振興（施策番号 71）

離島地域において、地理的・自然的特性を生かした国内外との交流を促進する。特定有人国境離島地域においては、地域社会の維持を図る観点から、滞在型観光の促進が重要であるため、地域の魅力の掘り起こし・商品化や現地観光サービスの担い手の育成、宿泊施設の改修等の取組を支援する。

沖縄においては、「強い沖縄経済」の実現に向け、アジア地域との近接性や亜熱帯という特性等を生かして行われる国際競争力を有する観光地の形成に向けた地元の地方公共団体の取組等を支援する。

半島地域においては、優れた自然景観、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史といった自然・文化資源を活用した高い国際競争力を有する魅力ある観光周遊ルート形成等の広域的な取組を推進する。

豪雪地帯においては、雪国の多様で豊かな自然環境や雪国文化の伝承・普及に関する交流活動の実施等、雪国の特性を生かした観光・レクリエーションの振興等を促進する。

北方領土隣接地域においては、旅行者拡大が北方領土問題の啓発に寄与する観点も踏まえ、体験型・滞在型観光や広域観光の推進を図るとともに、教育旅行の誘致やその受入体制の整備を推進する。

③ 高付加価値旅行者の受入環境整備

訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進（施策番号 72）

我が国においては、いわゆる富裕層ともいべき高付加価値旅行者は、令和5年時点において、訪日旅行者全体の約2%（約59万人）に過ぎないが、消費額は約19%（約1兆円）を占めている。しかし、未だ大都市圏への訪問が多数を占め、地方を訪れる旅行者は極めて少ない。

今後もより一層のインバウンド拡大を目指すためには、多様な客層を獲得する観点からも、更に高付加価値旅行者への働きかけを強め、消費額増加への取組強化、地方への誘客促進を引き続き重視していくことが必要である。

高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済効果が波及し、地域経

済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地域活性化に寄与することから、今後のインバウンド戦略においても高付加価値旅行者の誘致は引き続き重要な柱である。

高付加価値旅行者を誘致するためには、高付加価値旅行者のニーズを満たす滞在価値（ウリ）や、上質かつ地域のストーリーを感じられる宿泊施設（ヤド）が地域に存在するとともに、高付加価値旅行者を地域に送客する人材や地域において質の高いサービスを提供するガイド・ホスピタリティ人材（ヒト）が質的・量的に確保されることが必要になる。その上で、日本を高付加価値旅行の目的地として認知してもらうための売り込み（コネ）が必要である。さらに、出入国時はもとより国内移動も含めたトータルで高付加価値旅行者のニーズを踏まえた利便性・快適性の向上やシームレス化への対応（アシ）に係る取組も必要である。

このため、全国 14 のモデル観光地（令和 5 年 3 月に 11 地域、令和 6 年 9 月に 3 地域を追加選定）において定めた地域のマスター・プラン（地域の将来ビジョン、滞在価値、顧客対象等の設定・明確化、宿泊施設の事業構想等）に基づき、コンテンツの磨き上げや、宿泊施設、移動手段、ガイド等の人材確保・育成等の受入環境整備、ランドオペレーション機能などの観光地経営体制強化、日本政府観光局と連携した販路形成、情報発信の強化等、ウリ・ヤド・ヒト・コネ・アシの 5 分野に関して総合的な施策を引き続き講じていく。

また、14 地域の取組を加速化することで、高付加価値旅行者の早期の誘客を実現するとともに、自走化に向けた観光地経営体制の構築を図るほか、その成果やノウハウを他の地域にも伝播させることで、我が国の高付加価値旅行者の誘致を促進していく。

④ MICE 誘致・開催

ア ポストコロナの時代における MICE 誘致・開催の意義の発信（施策番号 73）

MICE はオンラインでの開催も併用される一方で、人々が対面で集まる意義や価値の再評価により、世界的に実地開催への回帰が進んでいる。こうした中で我が国が MICE 誘致・開催において、世界的な誘致競争に後れをとることのないよう、観光政策におけるソフト戦略の 1 つの柱として MICE がもたらす経済効果や、ビジネス機会・イノベーションの創出、国や開催地のブランド力等の向上、旅行需要の平準化等の MICE の意義やレガシー効果について、国内関係者に発信する。

イ 政府一体となった MICE 誘致・開催（施策番号 74）

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）等の開催の機会も捉え、我が国へのMICE開催地としての注目が一層高まるよう、各種国際会議を積極的に再開・開催するとともに、様々な分野でMICE誘致・開催への働きかけや支援を行う。その際、関係大臣による誘致・招請レター発出、在外公館でのレセプション開催等、政府一体となったMICE誘致・開催支援を進める。これにより、我が国のアジア最有力MICEデスティネーションとしてのイメージを世界的に構築し、GREEN×EXPO 2027の開催後のレガシーとしていくことを目指す。

ウ MICE開催地としての地域の魅力向上・発信（施策番号75）

ユニークベニューの活用促進、地域の特色を生かしたMICE参加者向け体験コンテンツの造成等、MICE開催地としての地域の魅力の向上を図ることで、MICE開催地としてのブランディングやノウハウ蓄積を推進する。さらにはMICEの開催効果を周辺地域にも拡大させるため、コンベンションビューロー等との広域での連携強化等、MICE施策と一般観光施策との連携を進める。

エ 日本国政府観光局等によるMICE誘致活動の強化（施策番号76）

日本政府観光局が海外向けプロモーションの司令塔となり、MICE開催地としての我が国の認知度向上、地方都市の強みや魅力に関する情報発信を行うとともに、商談等を通じたビジネスマッチングの機会提供を行う。また、国際競争力向上のために、競合国の動向把握等の情報収集や在外公館等の関係各所との連携、国際会議の主催者等の国内関係者への伴走支援等を通じて誘致力を強化する。

オ MICE誘致の国際競争力の向上のための基盤整備（施策番号77）

MICE開催に伴う人の交流から派生する付加価値をイノベーション促進等につなげるため、国内外の産学官MICE関係者の交流や関係省庁との連携を推進・強化する。また、MICE分野の人材の確保・育成のため、研修機会の提供等を通じ、地域で誘致活動を行うコンベンションビューロー等のノウハウを底上げするとともに、MICE関連業界の認知度の向上や、AIやMICE開催後のレガシーの活用等の新たな課題への取組能力の向上を図る。あわせて、ハード面における受入環境の整備についても引き続き支援する。

我が国展示会産業の国際化を推進するため、展示会統計の透明性、信頼性の向上に向けた環境整備を行っていく。

カ 民間都市開発プロジェクトの促進支援（施策番号78）

国際水準のホテルやMICE施設等の都市の国際競争力の強化に資する施設の整備を伴う優良な民間都市開発プロジェクトを促進する。

キ 国際仲裁の活用による訪日促進（施策番号 79）

我が国の国際仲裁を活性化し、その手続やそれに関連したイベントに参加する多くの関係者を日本に呼び込むため、セミナー・シンポジウム等の開催、海外への広報活動等を通じ、紛争解決拠点としての日本の魅力を発信する。

ク IR 整備の推進（施策番号 80）

統合型リゾート（IR）について、カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講じつつ、日本の MICE ビジネスの国際競争力の向上、魅力ある滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信や国内各地への送客に資する施設が整備されるよう、「特定複合観光施設区域整備法」（平成 30 年法律第 80 号）に基づき、その整備に必要な施策を推進する。

令和 5 年 4 月に区域整備計画を認定した大阪については、当該計画の実施状況の評価や事業者からカジノ事業の免許の申請がなされた場合における厳正な審査等、所要の手続を進める。

また、令和 9 年 5 月 6 日から同年 11 月 5 日まで新たな区域整備計画の認定申請を受け付けることとしており¹¹、当該申請期間内に地方公共団体から申請があった場合における厳正な審査等、所要の手続を進める。

⑤ 地方部への交通ネットワークの機能強化

ア 快適な旅を実現する環境の整備（施策番号 81）

新幹線、高規格道路、国内航空等の高速交通網を活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する環境を整備し、訪日外国人旅行者も含め地方への流れを創出する。加えて、バス利用拠点の利便性を向上するための集約交通ターミナルの戦略的な整備、SA・PA を活用したバス乗換拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進等により、多様な交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する。

さらに、コンセッション空港の運営開始、モーダルコネクトの強化等と連動し、観光地へのアクセス交通の充実等により、地方への人の流れを創出する。また、観光地と連携した道路案内標識の改善によるわかりやすい道案内を実現するとともに、規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現を図るほか、訪日外国人旅行者等がより安心してタクシーや貸切バスを利用できるよう、環境を整備していく。

イ 航空ネットワークの強化（施策番号 82）

¹¹ 令和 7 年度内に新たな区域整備計画の申請を受け付けるための申請期間を定める政令を改正予定。

インバウンド需要の増加に的確に対応するため、航空ネットワークを支える航空・空港関連企業の経営基盤強化を図るとともに、インバウンド地方誘客の流れの創出や訪日外国人旅行者の受入拡大のため、地方空港の着陸料軽減等の取組により、就航促進・路線定着等を図る。また、国内線の構造改革を通じて、国内航空ネットワークの維持・強化を図り、インバウンド地方誘客、地域経済の活性化を推進する。

航空会社の復便や新規就航促進・増便に向け、地方空港や地方公共団体と連携しながら、航空路線商談会等の場において、海外の航空会社に対し、復便、新規就航、増便を積極的に働きかける。これに加え、航空会社等と連携した広告等の事業を通じて、地方誘客を図り販売促進プロモーションを行う。併せてインバウンドのより一層の地方誘客実現に向けて、離島や地域間を結ぶ路線を含めた国内航空ネットワークの活用を促進する。

また、国際航空ネットワークの増大する航空需要を取り込み、国際競争力の向上を目指すため、引き続き、成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港等の主要空港に加え、地方空港における新規就航・増便がもたらす経済的效果に鑑み、我が国との往来の増加が見込まれる国・地域との間で、戦略的かつ積極的にオープنسカイ¹²を推進し、多様な国際航空ネットワークの充実を図る。さらに、二国間でのオープنسカイの推進に加え、東南アジア諸国連合（ASEAN）との地域的な航空協定について、引き続き協議を行っていく。加えて、航空ネットワークの維持・発展やサステナブルツーリズムへの関心の高まりに対応するため、持続可能な航空燃料（SAF）の導入や空港の再エネ拠点化を含む航空の脱炭素化を推進する。

加えて、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQ体制（税関・出入国管理・検疫体制）の整備を図る。2030年6,000万人に向けた今後の訪日外国人旅行者数の増加を見据え、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を進める。

さらに、航空機の運航に不可欠な空港業務（グランドハンドリング・保安検査）について、増加するインバウンド需要に適切に対応し、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、空港ごとに地方公共団体等の関係者が連携して実施する人材確保・育成、処遇改善等の取組や、空港業務DXによる省力化・効率化といった生産性向上の取組により体制の強化を図り、空港の受入環境整備を推進する。令和7年に東京国際空港及び成田国際空港で実用化した、空港制限区域内における自動運転レベル4について、共通インフラ及び運用ルールの改良・改善に向けたレビューを実施するとともに、それらを踏まえ、国内空港への導入展開に向けた検討を推進する。

¹² オープンスカイ：二国間での国際航空輸送における企業数、路線及び便数に係る制限を相互に撤廃する航空自由化

国内航空ネットワークを活用した地方誘客の観点で、国内線においても搭乗手続きの円滑化や空港内の旅客動線の整備など FAST TRAVEL の取組を推進する。

また、ビジネスジェットの利用環境を改善するため、諸手続の見直しや、ビジネスジェット専用動線整備等を促進する。

ウ 空港機能の抜本的強化等（施策番号 83）

急増する航空需要に的確に対応し、政府目標である 2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人達成を可能とするための受入環境を整備するため、空港の機能強化等に取り組む。

今後増加するインバウンドの受入能力向上のため、首都圏空港における年間発着容量約 100 万回を目標とするとともに、アジアの主要空港の動向を踏まえながら、両空港の更なる競争力強化に取り組む。成田国際空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、B 滑走路の延伸及び C 滑走路の新設等の更なる機能強化を着実に進め、年間発着容量 50 万回の早期実現を図るとともに、旅客取扱施設・貨物取扱施設等の整備や鉄道アクセスの改善等の機能強化に取り組む。東京国際空港（羽田空港）においては、機能拡充に向けた空港アクセス鉄道の整備や旅客ターミナルの再編・拡充等を進めるとともに、飛行経路下の地域への丁寧な情報提供等の取組を行う。

関西国際空港については、関西 3 空港における年間発着容量 50 万回の確保を目指し、運営権者である関西エアポート株式会社や設置管理者である新関西国際空港株式会社等と連携し、令和 7 年 3 月から導入した新飛行経路の着実な運用や機能強化を推進する。中部国際空港については、事業実施主体である中部国際空港株式会社等と連携し、空港の完全 24 時間運用等に向けた代替滑走路の整備やターミナルビル改修等の機能強化の取組を推進する。

三大都市圏以外の空港については、訪日外国人旅行者を地方へ誘導する観点からの取組を進める。航空需要の増大を見据え、空港のゲートウェイ機能を発揮していくため、屋久島空港の滑走路延長事業、那覇空港の国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港の誘導路複線化事業等を引き続き実施する。

また、更なる処理能力向上や受入容量の拡大といった空港のターミナルビルの機能向上に向けた取組についても推進する。あわせて、空港経営改革による真に魅力ある空港の実現を目指し、既にコンセッションが開始されている空港以外の国管理空港についても、地域の実情を踏まえ、空港運営の民間委託の実現に向けた取組を推進する。

さらに、混雑や悪天候への柔軟な対応、遅延や待機の削減、燃料消費の抑制が可能となり、安全で快適な運航とカーボンニュートラルへの貢献に繋げるため、航空機の飛行経路を「時間と空間を組み合わせた軌道」として事前に調整

し、関係者で共有・管理する仕組み（軌道ベース運用）を国際的な基準に沿つて段階的に導入することで回復・拡大を支える基盤を強化する。

加えて、我が国の操縦士の不足が航空輸送を確保する上でのボトルネックとならないよう、必要な操縦士の養成・確保を行う。

エ クルーズの持続的な成長に向けた取組（施策番号 84）

我が国への国際クルーズの運航は、令和5年に本格的な受入れを再開以降、令和6年には寄港回数がコロナ禍前のピークと同水準まで回復している。

前回計画において目標を下回った訪日クルーズ旅客数 250 万人に向けた取組を引き続き進めるとともに、クルーズの持続的な成長に向けて、令和12年までに外国クルーズ船等の寄港回数 3,000 回、クルーズ旅客の 1 人・1 寄港地あたりの平均消費額を令和7年の 1.5 倍とすることを目指して取り組む。また、経済効果を全国へ波及させるために、外国クルーズ船等が寄港する港湾数を 150 港とすることを目指して取り組む。

具体的には、クルーズ船の大型化や寄港地の多様化への対応をすべく、円滑かつ安全な乗下船や CIQ 手手続きを行う環境確保を進めるために、ターミナル機能の高度化及び地方や離島などの旅客上屋のない港湾での受入施設の整備を行う。また、クルーズ船の岸壁利用調整を円滑にするためのサイバーポート予約機能の付加、カーボンフリークルーズ（陸電供給や LNG 燃料船、ブルーカーボンクレジットの活用等）への対応も進める。

あわせて、旅客施設等への船社の投資に併せ、国・港湾管理者が岸壁の整備や利用調整等のハード・ソフト両面からの支援を行うことによるクルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保や、民間事業者による旅客施設の整備に対する支援により、世界に誇る国際クルーズ拠点の形成を図る。

各クルーズ寄港地では、オーバーテーリズムを回避するため、港湾周辺でクルーズ旅客が滞在し、楽しむことができる周遊施設を充実させるとともに、港湾から観光地までを円滑に接続するための二次交通機能を確保する。

さらに、全国の寄港地において、クルーズ船寄港による地域経済効果を最大化し、かつ寄港地として選ばれるための魅力的な観光コンテンツを創出するため、寄港地の地方公共団体とクルーズ船社、旅行会社が連携し、寄港地での地場産品の消費を喚起するスキームを構築するとともに、内陸部を含めた広域に及ぶ上質な寄港地観光造成、魅力あるオプショナルツアーの商品開発や販売促進に向けた取組を進める。

加えて、クルーズ寄港の更なる促進を目指し、全国の港湾管理者等で構成する全国クルーズ活性化会議と連携し、多様化するクルーズニーズに対応したプロモーション、海外の国際展示会への出展等を行う。

上記インバウンド受入れの取組に加え、令和12年までに日本人のクルーズ人口を 100 万人とすることを目指し、新規の日本人・外国人クルーズ旅客数を

着実に増加させるため、日本発着クルーズの広報強化、販路拡大の促進を図る。

オ 空港等へのアクセス向上（施策番号 85）

首都圏空港・関西国際空港への鉄道アクセスの更なる改善を図るため、JR 東日本羽田空港アクセス線、新空港線及びなにわ筋線の事業着手後の設計・工事等を着実に推進するとともに、空港駅及び空港アクセス乗換駅の混雑緩和や利便性向上、バリアフリー化の推進を図る。他の空港においても、空港駅やバスターミナルの整備等による利便性向上の取組を進める。

このほか、成田国際空港の発着容量拡大を見据えた空港アクセス鉄道における複線化等の空港アクセス鉄道の機能強化等について、利子補給制度等により加速化を図る。

また、空港・港湾・鉄道駅や観光地等へのアクセス改善等、高規格道路の整備・活用に取り組むとともに、空港アクセスバスについては、令和3年度に実施した運賃設定の弾力化や、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続簡素化により、引き続き空港アクセスの利便性向上等を図る。

カ 「観光の足」確保に向けた「交通空白」の解消と地域交通のリ・デザインの全面展開（1.（1）① III ア 再掲）

キ 地域交通DXの推進（施策番号 86）

現状、我が国の地域交通においては、MaaS アプリやキャッシュレス決済など、デジタル技術を活用した高度なモビリティサービスは一定程度普及しているものの、システムやデータがそれぞれで発展し、連携することが難しい「サイロ化」（分断）の状況も発生している。このことが、連携・協働による「交通空白」解消等の「リ・デザイン」全面展開を図るうえでの課題となっている。

このため、「サイロ化」を打破し、地域の関係者の「共同化・協業化」を促進する基盤を整備するため、事業者や事業種の間のサービス連携や地域全体でのデータ活用、業務の共同化やシステムの共通化などデジタル技術活用の先進事例（ベストプラクティス）を創出し、成果の標準化と横展開を推進する地域交通DX推進プロジェクト「COMmmONS（コモンズ）」の取組を行う。

具体的には、インバウンド旅客のニーズに対応するため、モバイル決済を含めたキャッシュレス決済等の交通事業者への導入支援や、決済用QRコードの認証仕様の標準化、位置情報を活用した簡易なチケット認証システムなど安価で効率的な次世代技術の活用の推進、収集データをマーケティング等に活用する手法の普及等を目的として、交通キャッシュレスの高度化を推進する。

また、交通データを用いた観光施策の実施や運行情報配信による交通サービスのアクセシビリティ改善など、「観光の足」の確保に向けた二次交通の利便性向上及び確保・充実やオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を強力に推進する。

ク 公共交通事業者等による利便増進措置等（施策番号 87）

地方部への誘客の加速化のため、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備することが必要である。これまで、公共交通事業者等が達成すべきサービス水準を明確化することを目的に作成した「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」等を策定し、公共交通機関における外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置等の整備を図ってきた。こうした取組により、旅客施設における多言語対応率は、鉄軌道駅で91%、バスターミナルで97%、旅客船ターミナルで81%、空港で100%に達するなど高い水準となった（いずれも令和6年度実績）。

今後も訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービスの整備等の取組を推進し、令和12年度の多言語対応率100%の達成（空港については100%の維持。）を目指す。

ケ 新幹線等を利用する訪日外国人旅行者の国内移動の活性化（施策番号 88）

訪日外国人旅行者の国内移動の活性化のため、訪日外国人旅行者が鉄道を利用し国内を広く周遊できるよう、各鉄道事業者が販売している企画乗車券のわかりやすい情報提供に努め、認知度の向上を図る。

コ 空飛ぶクルマを活用した新たな観光の価値の創出（施策番号 89）

空飛ぶクルマを、観光地における遊覧飛行及び観光エリア内を結ぶ移動手段として導入し、地上の観光体験と上空からの眺望体験を組み合わせた新たなビジネスモデルを構築する。特に、島が連なる多島美、断崖・渓谷、立ち入りが制限される文化遺産等、地上では眺望を楽しみにくい場所や、陸路での到達が困難な観光スポットに対するアクセス改善を図る。また、空飛ぶクルマの快適に高速移動できるメリットを活かし、複数の観光スポット周遊やアクセスが困難な観光地へ観光の選択肢を広げ、全国分散型の観光拡大を促進する。

このような取組の実現に向けては、社会受容性の向上、多様な機体や高度な運航（自動・自律飛行、高密度運航等）へ対応するための環境整備、機体や運航管理システムなど関連技術の開発、離着陸場等の普及等を進めるために、

「空の移動革命に向けた官民協議会」において策定した「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、官民一体となって取組を進める。

サ わかりやすい道案内等の充実（施策番号 90）

道路案内標識の英語表記の改善・充実、交差点名標識への観光地名称表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を実現する。

また、北海道においては、訪日外国人旅行者のドライブ観光の推進を図るため、官民連携の場である「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」におけるドライブ観光動態データの継続的な活用や、安全・安心を高める情報発信の充実、ドライブ観光の海外への魅力発信等を行う。

シ 幹線鉄道ネットワークの整備推進（施策番号 91）

整備新幹線について、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）、九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）の着実な整備に取り組むとともに、リニア中央新幹線について、早期整備に向けた環境を整えるなど、関係地方公共団体や鉄道事業者などと連携協力し、新幹線ネットワークの整備を進める。

また、基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める。

これらの幹線鉄道ネットワークの拡充を通じ、地域間の移動時間を短縮させ、観光旅行者の広域的な移動の高速化・円滑化を図る。

ス 都市鉄道の整備（施策番号 92）

既存ストックを有効活用した連絡線整備や相互直通化、地下鉄の延伸、鉄道駅の交通結節機能の高度化等により、公共交通のネットワークの充実度を高めるとともに、鉄道駅のバリアフリー化、多言語表示の充実等を図る。

セ 高速道路の整備等（施策番号 93）

観光地域へのアクセスや観光地域間の周遊の利便性を向上させることによって地域全体の魅力をより高めるため、観光地域へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る高規格道路の整備を推進する。

高速道路料金については、観光振興や地域活性化、観光需要の分散・平準化を一層推進するため、周辺地域や観光関係事業者等と連携した企画割引である周遊バスの実施や平日のみの利用についての割引拡充、料金割引の適用条件や運用方法の見直し等、高速道路会社の創意工夫を生かした積極的な料金施策を、地方公共団体や地域 DMO 等の関係団体とも連携し、展開していく。

また、スマートインターチェンジ等の整備により、観光旅行者の利便性の向上を図っていく。

ソ 地域内の道路・道の駅の整備（施策番号 94）

地域内の道路について、観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支えるため、地方の自主性を生かしつつ、観光施設、インターチェンジ等へのアクセス確保等の整備を支援する。

また、「道の駅」について、それ自体が観光資源にもなることを踏まえ、「道の駅」を地方創生・観光を加速する拠点とするため、キャッシュレス導入等のインバウンド対応や、インバウンドを含む観光客が地域内を回遊する際の拠点としての機能を持つための施設整備を推進する。

タ 道路交通の円滑化（施策番号 95）

道路ネットワークの整備やボトルネック解消策等の交通容量拡大策に加えて、国、地方、民間等が連携した協議会等を活用し、駐車場予約システムの導入、TDM 等のソフト施策による観光交通の分散等、ビッグデータを活用しながら既存の道路を最大限活用する取組を推進するとともに、AI カメラを活用した渋滞予測といった観光渋滞対策に向けた社会実験を実施する。また、地域や公共交通との連携による車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施や、カーナビゲーションに道路交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム（VICS）の情報内容・精度の改善・充実、ETC2.0 サービスの渋滞回避支援等の機能の活用等により、道路交通の円滑化を図るとともに、これらを支える車両内外のデータ連携基盤の構築を進めることで、観光旅行者の利便性の向上を図る。

さらに、観光旅行者が多く通行する道路等において、季節や時間による交通流の変動に的確に対応するため、信号機等の交通安全施設等の整備等を推進し、交通渋滞を緩和し、交通アクセスの改善を図る。

チ 旅客船ターミナル・旅客船の整備（施策番号 96）

離島をはじめとする各地域の観光の玄関口となる旅客船ターミナル及び旅客船において、バリアフリー化、無料 Wi-Fi の整備、多言語表示の充実、二次交通との円滑なアクセスの確保等、訪日外国人旅行者の受入環境整備等により、サービスの多様化・高度化を加速させる。さらに、サイクルシップなど新たな観光ニーズへの対応に資する船舶の導入等の支援を実施し、快適な旅行ができる環境整備を図る。

ツ 港湾空間・みなとオアシスの整備等（施策番号 97）

港湾における人流・物流の交流拠点としての機能に加え、周辺の運河、倉庫群、親水性の港湾緑地等の魅力を生かすため、港湾の施設整備等のハード施策に加えて、令和 8 年 3 月末までに 170 か所が登録されているみなとオアシスにおいて、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを引き続き推進していく。

さらに、みなとオアシスにおける訪日外国人旅行者の周遊促進・消費拡大や安全・安心な旅行環境の整備のため、ICT等を活用した受入環境整備や災害時の多言語対応強化等を支援する。

⑥ ストレスフリーな観光の推進

ア 観光地のインバウンド対応の支援（施策番号 98）

ICTを活用した多言語表示や無料Wi-Fi等を通じたインターネット利用環境・ナイトタイムエコノミー環境等の整備、清潔性維持や混雑緩和に配慮したトイレの観光施設等における整備、小売・飲食店も含めた地域におけるキャッシュレス決済対応、AIやICT等の最新技術のノウハウを有するベンチャー企業や地方公共団体等の連携、外国人観光案内所の機能強化等の面的な取組を推進する。

また、訪日外国人旅行者がどこに滞在していても、消費者トラブルの相談が可能となる体制を構築するとともに、相談内容を消費者トラブルの予防・対策に活用する。

イ 観光案内拠点の充実（施策番号 99）

観光案内所については、観光地における情報提供・サービスの質の向上を図りつつ、災害時等における対応機能の強化の視点も加味しながら、全国的な整備を図ってきた。

これまで整備してきた観光案内所の体制（1,500か所以上）を維持しつつ、近年普及してきたAI等のDX技術も活用し、観光案内所における業務を効率化させるとともに、外国人旅行者のニーズに合った情報・サービスの提供の向上を図っていく。その際、日本政府観光局においてAIを活用したチャットボット等による観光情報の提供を行うとともに、各種AI等を活用したサービスの実施状況や外国人旅行者のニーズ・動向等の分析情報等について、研修会や情報提供等を通じ全国の観光案内所に対して共有を図り、サービスの質の向上等を図っていく。

ウ 観光地域における案内表示等の充実（施策番号 100）

公共交通機関、美術館・博物館、観光地等の外国人目線に立った多言語対応を強化・改善するため、ICTも活用しつつニーズを踏まえた多言語による案内表示等の充実を図る。

また、歩行空間や施設のバリアフリーに係る情報をオープンデータ化することにより、鮮度の高い情報を提供して安心して移動できる環境等の構築を推進する。

エ キャッシュレス環境等の改善（施策番号 101）

訪日外国人旅行者の地方誘客、消費拡大を図るため、カードや電子マネー、スマホ決済といった、用途やニーズに応じた多様なキャッシュレス決済手段の導入、また、それに必要な通信環境の確保を推進する。

オ 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実（施策番号 102）

ムスリムやベジタリアン・ヴィーガン旅行者等、多様な宗教的、文化的習慣を有する訪日外国人旅行者の周遊促進、消費拡大を図るため、ニーズに対応した受入環境の整備を推進する。

カ 伝統芸能等における外国人対応の推進（施策番号 103）

国立劇場閉場期間中も外国人が伝統芸能を楽しめるよう、代替施設での公演や国立能楽堂等における外国人対応を引き続き推進する。英語版公演解説リーフレットの配布や字幕表示、イヤホンガイドの多言語対応、外国人向け鑑賞教室等のほか、オンライン配信での字幕提供等、ニーズを踏まえた対応を更に推進する。

また、公演情報について、空港・観光案内所等での多言語での広報等、訪日外国人旅行者向けの情報発信も引き続き実施する。

さらに、国立劇場の再開場に向けて、訪日外国人旅行者の需要を取り込めるよう、伝統芸能の魅力を国内外に発信する機能を強化する。

国際的に普遍的価値を持つバレエ、オペラについて、人材育成を強化し、魅力的な公演を製作するとともに、海外への広報宣伝や映像配信等を推進することにより、世界における新国立劇場のプレゼンスを向上させる。

（3）国際相互交流の促進

ア 留学生の増加と活用（施策番号 104）

海外への日本人学生の派遣及び日本への優秀な外国人留学生の受け入れは、我が国の高等教育の国際競争力の向上や国際相互理解の増進を通じた我が国のグローバル人材の育成に資するものであり、外国人留学生による日本観光の魅力の発信及び外国人留学生の継続的な訪日や日本への定着が期待できる。

このため、奨学金による経済的な支援等を通じた日本人学生の海外留学を進めるとともに、外国大学との単位相互認定等の拡大や外国人教職員・外国人留学生の受け入れの促進等を通じた教育の国際化により、外国人留学生と日本人学生が共に学ぶ国際共修環境の整備を進める。

また、関係省庁が連携して、外国人留学生の誘致、外国人留学生に関する各情報発信ツールやネットワークを活用した日本の魅力の発信等を継続し、優秀な外国人留学生を呼び込むとともに、外国人留学生の就職・定着のための支援等を進める。

イ 訪日教育旅行の促進（施策番号 105）

訪日教育旅行は、国際相互理解の増進、学校における実践的な国際理解教育の推進や地域の活性化にも有益であるとともに、訪日教育旅行により我が国を訪れた青少年は、将来、リピーターとして日本を再訪する観光客ともなり得る。

訪日教育旅行の重要性を踏まえ、地域における調整・相談窓口の構築、地域の観光部局と教育部局との連携等を促進する。訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングに必要な体制整備を地域の観光部局が中心となって行うことを促進するとともに、地域の観光部局と教育部局との間での役割分担の明確化と共通理解の醸成が図られるよう、周知徹底する。

また、訪日教育旅行に対する理解の促進のため、訪日教育旅行の教育的意義についての教育部局・学校に対する理解の促進、ウェブサイトを通じた訪日教育旅行関係者等が参考にできるコンテンツの拡充や様々な市場の学校関係者等を対象としたセミナー・相談会を開催することにより、教育旅行先としての魅力を高める。

さらに、日本政府観光局に設置した相談窓口を通じて海外からの問合せに対応するとともに、日本の学校との交流希望の申請があった際、そのニーズに合った地域の窓口を紹介し、交流マッチングを図る。

ウ ワーキング・ホリデー制度の導入促進（施策番号 106）

二国間の取決めに基づき、各々の国が相手国の青少年に対して自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するためのワーキング・ホリデー制度について、人的交流の拡大と青少年の相互理解を促進する観点から、既存の導入国 30 か国・地域以外の諸国との間における新規導入について、また、既存の導入国との間での査証発給数の上限等の見直しを含め制度の拡充を検討する。

エ 海外の青少年等との交流促進（施策番号 107）

親日派・知日派の発掘・育成を目的に、将来を担う青年の招へい等を行い、対日理解の促進、日本の魅力等の対外発信強化を推進していく。

オ 日中韓三国間の観光交流と協力の強化（施策番号 108）

平成 18 年に設置された日中韓観光大臣会合において合意される取組を、日中韓三国が連携協力して着実に実施することにより、域内外の観光交流の一層の拡大を図る。

令和 6 年の第 10 回日中韓観光大臣会合の共同宣言に基づき、三国間の人的交流人口を令和 12 年に 4,000 万人にすることを目指し、持続可能な観光の推

進や、地方誘客促進等を通じた観光交流の広域化、多様化及び高付加価値化に取り組む。

力 二国間の観光交流の取組の推進（施策番号 109）

二国間の交流人口の拡大に向け、二国間の観光に関する覚書、観光交流事業や観光見本市への相互出展等を通じ、二国間の連携協力を強化し、観光交流の拡大に積極的に取り組む。

キ 姉妹・友好都市提携等の活用（施策番号 110）

姉妹・友好都市提携等に基づく国際交流は、日本と海外の地方公共団体の間で、文化、スポーツ、観光等の様々な分野で行われる草の根交流である。これを踏まえ、姉妹・友好都市提携等を生かした交流の拡大を支援する。

ク 地域レベルの国際交流・国際協力の推進（施策番号 111）

地域レベルの国際交流・国際協力を一層推進することを目的として、国際交流に携わる地方公共団体の職員等を参加対象とした会議等を開催する。

ケ 国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進（施策番号 112）

UN Tourism、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関及びアジア太平洋経済協力（APEC）、ASEAN+3（日中韓）等の国際協力枠組みにおいて行われる活動及び事業への協力をしていく。特に、令和5年に我が国がUN Tourism執行理事国に再就任したことを踏まえ、UN Tourismと連携した国際会議等を我が国で開催し観光政策を発信すること等により、UN Tourism加盟国・地域の観光促進に貢献する。また、日本に所在するUN Tourism アジア太平洋地域事務所（RSOAP）を通じてUN Tourismとの連携を強化し、持続可能な観光の推進に向けて取り組む。

コ 海外における日本語教育（施策番号 113）

日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化するために、国際交流基金による日本語専門家派遣事業、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に寄与することにより、潜在的な訪日観光層となり得る親日層の育成を一層促進する。

2. 国内交流・アウトバウンド拡大

地域の魅力を最大化し、持続可能な地域社会・経済の形成に貢献するとともに、人生に活力をもたらし、余暇を充実させる重要な要素の一つである旅行・観光を、より親しみやすいものにするためにも、必要な環境整備や日本人の国内旅行・海外旅行の需要喚起に向けた機運の醸成を図る。

(1) 国内旅行需要の平準化の促進

ア ラーニング¹³等の促進（施策番号 114）

休暇を取得しやすい職場環境を整え、旅行を楽しむことを積極的に促進する企業・団体を紹介する「ポジティブ・オフ」運動を通して、休暇取得の機運醸成を推進する。旅行需要の平準化が図られていないことは観光産業の生産性を下押しする要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、ラーニング等について、地方公共団体と連携し、「ポジティブ・オフ」運動を通じて、好事例を発信する。

イ 休暇を取得しやすい職場環境の整備（施策番号 115）

年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的かつ積極的な取組の促進を図るため、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等の連続休暇を取得しやすい時季に、年次有給休暇取得の集中的な広報を実施する。

選択的週休3日制について、新たな旅行機会の創出やワーケーション等の推進の観点から、企業における導入を促し、普及を図る。こうした取組により、令和10年までに年次有給休暇の取得率を70%に向上させる。

ウ 休暇取得の分散化の促進（施策番号 116）

休暇取得の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度の導入促進のため、10月の年次有給休暇取得促進期間等に広報を実施する。国家公務員についても、家族の記念日や学校行事等、プライベートの予定に合わせた年次休暇取得を促進する。

(2) 新たな交流市場の開拓

ア ワーケーションの普及・定着（施策番号 117）

¹³ ラーニング：「ラーニング(learning)」（学習）と「バケーション(vacation)」（休暇）を組み合わせた造語。愛知県等の一部の地方公共団体では、子供が平日に校外学習を行うことで学校を欠席扱いしないことにより休暇の分散化を進めている。

ワーケーションの推進は、旅行機会の創出や旅行需要の平準化だけではなく、関係人口の創出や地域活性化にも資する取組として、重要な意義を持つものと認識している。ワーケーション等を通じて、来訪者が地域との交流や地域運営への参画等により、継続的な再来訪や地域課題の解決に繋げる取組を推進する。

テレワークやワーケーションの推進に賛同する企業や地域、関連団体、関連府省庁等が参加する「テレワーク・ワーケーション官民推進協議会」の活動等を通じて、優れた取組手法等についての情報提供等を実施することにより、一層の普及・定着を目指していく。

イ 関係人口の創出や二地域居住の促進（施策番号 118）

関係人口の創出や二地域居住の促進は、新たな人の流れを生み出し、地域の担い手確保、地域社会の維持等にもつながる取組である。このため、国内交流の拡大に向けた観光分野での取組等により、関係人口の創出を図り、二地域居住へ展開していく。また、二地域居住の促進に向けては、滞在施設等の環境整備のほか、地域と二地域居住者を繋ぐ特定居住支援法人の育成・確保、二地域居住者の経済的負担等の課題の解決に資するモデル的な取組への支援等により、その促進を図る。

ウ ユニバーサルツーリズムの推進（施策番号 119）

今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握し、ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の普及、定着を目指す。このため、観光施設に係る情報発信の強化等を推進するとともに、ユニバーサルツーリズムの機運醸成に向けた取組や、宿泊施設等と連携して、インバウンドを含む高齢者・障害者等に応じた先進的な取組を支援する。あわせて、ユニバーサルツーリズムに対応した観光ルートの面的整備に向けて、観光施設や宿泊施設等のバリアフリー化を一層推進し、ソフト・ハードの両面から環境整備を進めていく。

エ 公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化（施策番号 120）

公共施設等のバリアフリー化を推進し、観光旅行者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図る。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に係るバリアフリー整備目標等を踏まえ、地方部を含めた各施設や車両等のバリアフリー化、「心のバリアフリー」・外見からは分かりづらい障害への対応の推進等、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を一層推進する。

オ 共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進（施策番号 121）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、ユニバーサルデザインのまちづくりや「心のバリアフリー」を、各地の観光地や交通機関を含め全国に展開し、障害のある方等も訪れやすい環境を整備していく。

同大会に向け実施した首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化の取組を踏まえ、引き続き全国のバリアフリー水準の底上げや面的なユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。

学校、企業、地域等様々な側面から、幅広く国民に「心のバリアフリー」を広めるための取組を展開する。特に、観光・交通分野の事業者に向けた接遇ガイドライン等に基づき接遇水準の向上を図るとともに、学校・企業における「心のバリアフリー」教育を実施する。

カ 身体障害者等の運賃割引の促進（施策番号 122）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対して鉄道等の公共交通機関が実施している運賃割引について、引き続き、公共交通事業者等に理解と協力を求めていくとともに、更なる導入促進に向けて計画的に推進していく。

（3）国内交流の活性化

ア 国内旅行の促進のための関係者が協力した取組の推進（施策番号 123）

国内旅行需要喚起に向けて、関係省庁・関係業界が連携・協力し、旅行需要の平準化の促進や、旅行博をはじめとするイベントにおける国内外の観光地の魅力発信や展示商談会を通じた旅行商品の造成につながる取組を引き続き推進する。

イ 農泊の推進を通じた滞在型農山漁村の確立・発展（1.（2）② IV オ 再掲）

ウ 都市と農山漁村の交流を通じた関係人口の創出（施策番号 124）

農泊地域において、子供の農山漁村体験における探究的な学びの提供、社員の人材育成やウェルビーイング向上等に資する企業研修の受入、地域への貢献意欲のある人材の呼び込みを推進するとともに、生産者と消費者との結びつきの強化に資する直売所や観光農園の整備等を通じて、地方への人の流れや多様な人材が農山漁村に関わる機会の創出を図る。

エ 農山漁村の地域資源の活用支援（施策番号 125）

農山漁村でのジビエ利用や世界農業遺産・日本農業遺産、世界かんがい施設遺産への認定、つなぐ棚田遺産等を観光振興にも活用する。

さらに、自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を毎年約30地区選定し、全国へ発信する取組「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図る。

また、棚田地域の保全・活性化に取り組むサポーター等による情報発信を通じて、都市と棚田地域の交流を促進する。

オ 離島地域等における観光振興（1.（2）② VII キ 再掲）

カ マリンレジャーを活用した地域観光の振興等（施策番号126）

プレジャーボートの係留・保管能力の向上及び放置等禁止区域の指定拡充等の規制措置を両輪としたこれまでの取組を継続しつつ、水域管理者が地域の実情を踏まえ、関係省庁、関係団体及びプレジャーボート利用者等と緊密に連携した取組を推進することによる公共水域の適正な利用の促進や、「海の駅」を活用し、地域の特性を生かしたイベントやクルージング等のマリンレジャーの体験機会の提供の取組等を地方公共団体や関係団体等と連携して推進する。

キ 「海事観光」の情報発信の強化（施策番号127）

島々が作り出す美しい風景や海ならではの絶景スポット、マリンレジャー等のアクティビティ等、ダイナミックで魅力ある「海事観光」分野の認知を高め、船旅や島旅をはじめとする海事観光需要を創出するため、国や関連業界が連携して情報発信を強化する。特に、海や船の楽しさを伝える「C to Seaプロジェクト」の公式SNS（YouTube・X・Instagram）及びポータルサイト「海ココ」を活用し、海や船を利用した魅力的な観光コンテンツやイベントの情報を収集し、写真・動画・記事等で発信する。

また、国民の祝日「海の日」に際し、その意義について引き続き国民の理解増進を図るとともに、海事観光を推進する観点からも、観光関係者による各種メディアでの広報、「海の日」周知イベントの開催、旅行商品の造成等を促す。

ク 水辺における環境学習・自然体験活動等の推進（施策番号128）

「子どもの水辺」再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進めるとともに、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進する。また、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）を活用した国、地方公共団体、教育機関、NPO等が連携を図り自然体験、環境教育プログラムを開催する。

ケ アイヌ文化の魅力の発信（1.（2）② III サ 再掲）

コ 「観光の足」確保に向けた「交通空白」の解消と地域交通のリ・デザインの全面展開（1.（1）① III ア 再掲）

（4）観光復興に向けた再生支援

ア 東日本大震災からの観光復興（施策番号 129）

東日本大震災の発災から 15 年を経て、地震・津波被災地域では、これまでの復興事業により、住まいの再建・復興やまちづくりがおおむね完了しており、原子力災害被災地域においても住民の帰還実現に向けた取組が行われている中、被災地は、国内外から幅広く観光旅行者を受け入れることが可能となってきた。

東北の観光振興については、令和 6 年時点において、震災前の平成 22 年と比較し、東北 6 県の外国人延べ宿泊者数の伸び率が全国より低く、福島県においては、原子力災害による風評の影響等により、東北全体の水準に達しておらず、全国的なインバウンド増加の効果を十分享受できていなかったと考えられる。

そのため、福島県の観光復興に向けて、「ふくしま浜通りサイクルルート」等を活用したホープツーリズム（震災・原子力発電所事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅）や、福島県浜通り地域等ならではの「酒・グルメ（食）」や「スポーツ・サイクル」等の地域資源を生かしながら交流人口・関係人口の拡大に向けた取組を進めている。また、福島浜通り地域等の地域プランディングの推進のため、芸術文化分野において、アートを活用した関係人口の創出や、高付加価値化のプランディング促進、福島イノベーション・コースト構想に参画する人や企業とのコラボレーションの推進を実施する。

さらに、その受入環境の整備のほか、海外の旅行会社への商品造成の働きかけや海外の旅行博への出展、インフルエンサーの招請といったプロモーションの強化等を支援する。

加えて、令和 5 年 8 月の第 6 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第 6 回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（合同開催）を経て、同月 24 日から ALPS 処理水の海洋放出を開始した。モニタリングにより ALPS 処理水の安全性が確認されているほか、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）による評価により、海洋放出が安全に行われていることが確認されている。引き続き、適切にモニタリングを行い安全確保に万全を期し、IAEA による評価も含め、国内外に向けて透明性が高く分かりやすい情報発信に努めていく。

また、海の魅力を高めるブルーターリズムを推進し、国内外からの誘客と観光旅行者の定着を図るために行う、海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体

験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ等の国際環境認証である「ブルーフラッグ認証」の取得に向けた取組等を支援する。

さらに、廃炉現場の視察や地域住民との座談会等の機会を通して、双方向のコミュニケーションを丁寧に行うことで、地域の理解を得ながら進めていく。廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を海外向けも含めて行っていくとともに、廃炉作業への負担等にも配慮しつつ、引き続き、積極的な視察の受入れを含む情報公開や地元との連携を密に行うよう、東京電力を指導するとともに、国も必要な取組を行っていく。ALPS 処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉及び ALPS 処理水の処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組んでいく。

加えて、東日本大震災の記憶と教訓を後世に伝えるための『3. 11伝承コード』の取り組みとして、防災学習や防災研修の機会を提供する観点、また被災地の復興状況を国内外に広く発信する観点を踏まえ、NIPPON 防災資産の認定や、青森県から福島県までの三陸沿岸を結ぶ全長 1,025km の「みちのく潮風トレイル」を活用しながら、各地の震災遺構や伝承館等などを含む広域的な観光ルートへの誘客を促進するため、情報発信の強化や関連施策の充実等に取り組む。

関係省庁及び地方公共団体の連携を強化し、風評対策を講じつつ、こうした取組を通じて、被災地の観光復興を加速化していく。

イ 能登地域の観光復興に向けた取組（施策番号 130）

令和 6 年能登半島地震に加え、令和 6 年奥能登豪雨等で被害を受けた観光地の被害は甚大であり、営業を再開できていない観光施設や宿泊施設も多いことから、観光拠点・観光資源の再生に向けて、宿泊施設の事業再開・事業継続に向けた計画の策定、復旧後の誘客促進を図るためのコンテンツ造成等の取組を支援する。また、最も被害の甚大であった能登地域の観光復興に向け、復興状況を踏まえ、手厚い旅行需要喚起策の実施を検討する。

（5）アウトバウンドの促進

ア 海外教育旅行を通じた若者のアウトバウンドの促進（施策番号 131）

アウトバウンドの促進は、日本人の国際感覚の向上や国際間の相互理解の増進により、安定的な国際関係の構築に繋がることから重要である。なかでも海外教育旅行は若者の海外への関心を高め、中長期的なアウトバウンド増加に寄与するものである。海外教育旅行の質の向上や裾野拡大に向けて、海外教育旅行の導入等に意欲のある学校と旅行業者の連携した優良なプログラムの開発を

行うとともに、学校関係者や旅行業者向けのセミナー・シンポジウムの開催等により普及啓発や機運醸成を図る。

イ 地方空港を活用した相互交流の促進（施策番号 132）

地方部へのインバウンド誘客や地方からのアウトバウンドの促進に向けて、地方空港間の連携を通じた定期便の誘致やプロモーション等を促進するなど、戦略的に地方空港を活用するための取組を行う。

ウ 日本人海外旅行者等の安全対策（施策番号 133）

関係省庁間で連携し、日本人海外旅行者等にとって安全・安心な海外旅行環境の整備を進める。旅行業者、外務省海外安全ホームページ、「たびレジ」等を通じ海外における危機管理や安全対策に関する知識の増進を図る。

また、テロや自然災害、紛争等の緊急事態発生時には、「たびレジ」等の活用、AI や衛星ブロードバンド等の導入により、旅行者に対して迅速な安否確認を実施し、災害情報や避難経路情報等を幅広く提供するとともに、避難先となる在外公館施設の保護機能を強化する整備等を実施することで、アウトバウンドにおける安全対策の促進を図る。

エ 開発途上国等の観光振興に対する協力（施策番号 134）

開発途上国等に対し、観光振興の実施に当たって必要となる研修、情報の提供や提言等の協力を図る。こうした協力は、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じ、相手国のニーズ、援助の効果等を勘案しつつ実施していく。また、日本アセアンセンターによる取組を通じ、ASEAN 諸国のニーズを踏まえた観光振興、人材育成事業等に貢献する。

オ 旅券を取得しやすい環境の整備（施策番号 135）

旅券（パスポート）は海外渡航に必須の国際的な身分証明書であるが、コロナ禍中に日本人の海外渡航数が減少したことから旅券発行数も減少し、これに伴い日本人の旅券所持率も低下した。コロナ禍後、旅券所持率は緩やかに回復すると予測されるが、アウトバウンドの回復のためにも、旅券を取得しやすい手続・環境整備が求められている。この点、令和7年3月24日から、旅券のマイナポータル経由のオンライン申請で戸籍連携が可能になったことにより、切替申請に加えて新規申請も全国で可能となり、国民にとって利便性が大幅に向上了。また、同日から偽造・変造対策を強化するため、旅券は国立印刷局での集中作成を行うこととし、身分事項ページをプラスチック基材とした「2025 年旅券」の発給を開始した。

今後も、海外におけるマイナポータルからの旅券申請の実現等、引き続き旅券を取得しやすくするための利便性の向上に努める。また、国民に対して、①

余裕を持った旅券申請の必要性、②旅券の紛失・盗難予防等の注意喚起、③渡航先への入国の際に求められる残存有効期間の確認等に関する周知・広報を行うことで、旅券が原因で海外に渡航できなかった等のトラブルを防止する。

さらに、旅券手数料を引き下げるこにより、アウトバウンド促進に貢献し、若者を含めた国際理解の増進を期す。

こうした取組につき、観光庁及び民間団体等とも連携しながら、海外旅行の機運醸成を図る。

3. 観光地・観光産業の強靭化

インバウンド・アウトバウンドや、国内交流の一層の拡大に向けては、旅行需要を創出するための取組はもちろん、需要に対応することができる観光地・観光産業の構築が欠かせない。観光が、我が国において持続的に地域と人を豊かにする成長産業として一層発展していくことを目指して、多様なニーズに対応した受入環境整備や観光人材の確保・育成、休暇の分散・旅行需要の平準化を進めるなど、観光地・観光産業の強靭化を図っていく。加えて、次なる感染症危機や激甚化・頻発化する災害への対応、国際情勢の変化等の様々なリスクに対して、高付加価値な旅行商品の造成やインバウンド市場・観光コンテンツの多様化等、観光の持続可能性を高める取組も講じていく。

(1) 観光地の強靭化

ア 自然資本の地域観光への利活用推進（施策番号 136）

豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の五感で感じる良好な環境としての自然資本は、地域における歴史・文化等の主要な構成要素であることから、地方観光の核となる重要な観光資源となるものである。

このため、それらの自然資本を地域の観光推進に有効に利活用するとともに、それにより得られた資金や人材などを自然資本の保全に回すといった保全と活用が好循環するリジェネラティブな観光地域づくりを推進し、地域のウェルビーイングや魅力向上、地方創生を実現する。さらには、地域において地方観光の核となる「良好な環境」の創出等の取組の推進にも繋げる。また、これらの取組を効果的・効率的に行うため、「良好な環境」を活用した観光地域づくりに取り組む地域同士のノウハウ共有や、取組に関心のある企業等との連携の創出を促す等の取組も実施する。

イ 良好的な景観の形成（施策番号 137）

景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上のため、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成及び景観資源の活用を図る取組を支援する。また、重要文化的景観の選定を行うとともに、重要文化的景観の構成要素となる物件の修理・修景等、保存・活用のために必要な措置に対し支援する。

さらに、主要な観光地における景観計画の策定や同計画に基づく重点的な景観形成の取組等を促進し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく先進事例に関する情報提供等の取組を行うとともに、各種の啓発活動、景観に関する教育、専門性を有する担い手の育成等のソフト面での各種支援策について充実を図る。

あわせて、屋外広告物の安全対策や違反広告物の是正対策を推進するため、地方公共団体と関係団体等の連携強化を促す。

良好な景観形成に加え、地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進めるため、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化のほか、歴史的資源が集積するエリア全体の価値向上を図るための、公共インフラを含む面的かつ一体的な整備等の取組を支援する。

ウ 庭園・公園等を活用した花や緑豊かな都市・地域の魅力発信（施策番号 138）

国営公園等において、自然的・歴史的景観等の魅力的な観光資源を活用した利用促進を図るため、首里城の復元や明治記念大磯邸園等の整備を推進するほか、国内外から多くの来園者が訪れる地域の主要観光拠点となるよう、地域と連携し、魅力的な公園づくりを推進する。

地域の庭園、公園、植物園等を広域的にネットワーク化し、周遊ルート設定等の相互連携を促す「庭園間交流連携促進計画登録制度」を活用し、ガーデンツーリズムを推進する。

また、市民、企業等とも協働しつつ、全国都市緑化フェア等の緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信する。

エ 優れた自然の風景地及び野生生物を生かした地域づくりの推進（施策番号 139）

優れた自然の風景地における森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁等の自然環境及びそこに生息・生育する野生生物について、国内外から観光旅行者を呼び込む重要な観光資源でもあることから、その保全と適正な利用を図る。

このため、自然公園・自然共生サイト・国有林野における保護林・世界自然遺産の保全管理、外来生物対策を含む野生生物の保護・管理及び自然とのふれあいの機会創出等の推進により、自然環境・生物多様性・生態系の保全に取り組むとともに、地域住民等と行政が連携しつつ、自然観光資源や明瞭な四季、雪、流氷等の美しい自然や、それらに根差した地域の暮らしや文化を生かしたネイチャーポジティブな地域づくりを推進する。

各地域に生息する野生生物は、自然と共生する持続可能な地域づくりのシンボルとして活用されており、こうした特徴的な野生生物を適切に保全するとともに、当該野生生物の生態や地域による共生の取組を発信する拠点施設の整備等により観光にも積極的に活用していく。一方、外来カミキリムシ類等の外来生物が桜をはじめとする地域の重要な自然観光資源を棄損している例があることから、問題を引き起こす外来生物の防除等により、これらの保全を図っていく。また、大都市圏においても、関係機関が連携したまとまりのある自然環境の保全・再生・創出の取組を推進することで、地域住民だけでなく広く圏域住民の交流を推進する。

さらに、多様な主体による協働の下、道を舞台に景観・自然・歴史・文化等の地域資源を生かした美しい国土景観の形成を図る日本風景街道等は、令和9年に創設20周年を迎えることから、多様な施策との連携による「もっと繋がる風景街道」を実現し、観光振興等に資する持続的な取組みを推進する。特に、北海道におけるシーニックバイウェイ「秀逸な道」の取組を推進するとともに、民間団体・企業等と協定を締結し、双方の資源を有効活用するための効果的連携活動を推進する。

オ 国立・国定公園の保護と利用の推進（施策番号 140）

国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく公園区域や公園計画のおおむね5年おきの定期的な見直しを行うとともに、良好な風致及び景観が損なわれないよう必要な保護規制を行う。

また、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るために、自然公園指導員やパークボランティアによる利用者指導や自然解説の充実、国立公園等における子どもの自然体験活動の促進に向けたプログラム作成等を推進する。

森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する「グリーン復興プロジェクト」に基づき設定したみちのく潮風トレイル、同プロジェクトに基づき創設され現在は国立公園満喫プロジェクトの水平展開を進める三陸復興国立公園、及び福島県内の自然資源活用による復興を図る「ふくしまグリーン復興構想」に基づく取組のシナジー効果を最大化し、地元の取組の広域的な連携を促進すること等により、東北の復興と観光振興を図る。

カ 世界自然遺産地域の適正な保全管理（施策番号 141）

世界自然遺産について、その価値を維持し、観光資源としての持続可能な活用にも寄与するよう、適正な保全管理を行う。「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」、「屋久島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」について、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、引き続き保全管理の充実に取り組むことで、各遺産地域の自然が有する世界に認められた価値を維持する。

また、各遺産地域に持続可能な観光利用を促進するための観光管理施設を整備するとともに、世界遺産委員会からも要請された観光による影響の管理に取り組むなど、地域の持続可能な観光振興にも寄与する取組を引き続き関係機関と連携して進める。

キ 観光振興等に資する地域づくり・街並み整備（施策番号 142）

観光振興等に資する地域づくり・街並みの整備を推進するため、広域的地域活性化基盤整備計画や都市再生整備計画に基づく事業、街なみ環境整備事業の支援を行う。

あわせて、地域の観光拠点、賑わい拠点等となる都市公園の整備、運営等を効率的・効果的に推進するため、公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用した民間活力導入による公園の魅力向上等を推進する。

ク 駅周辺等における「観光・まち一体再生」の推進（施策番号 143）

駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行い、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。

国家戦略特区においては、都市計画決定等のワンストップ特例の活用により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なMICE施設等をスピード一に整備する。

今後のインバウンド需要の拡大に対応するため、都市公園の占用特例による観光案内所等の設置や、拠点駅及び周辺における空間の再構築、統一的な案内サイン・バリアフリー化等による観光地の回遊性確保、地方公共団体による観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組、容積率緩和制度も活用した民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を促進する。

ケ 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発（1.（2）②Ⅱ イ 再掲）

コ 景観等に配慮した道路整備の推進（施策番号 144）

道路が周辺と一体となって景観を形成していることに鑑み、住民と連携しつつ周辺景観と調和した防護柵の設置や道路緑化、歩道緑化等の景観に配慮した道路整備を推進する。また、道路の防災性向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等と連携し、無電柱化推進計画に基づき新設電柱を増やさないための取組、既設電柱の減少、コスト縮減・スピードアップを行うことにより無電柱化を推進する。

サ 道路空間の観光振興への有効活用（施策番号 145）

道路空間の再編による歩道の拡幅、自転車通行空間の確保等により道路の利便性や快適性の向上を図るとともに、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進し、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。また、地域や民間の創意工夫を活用し、ほこみち（歩行者利便増進道路）制度等

によるオープンカフェの設置等、観光振興に資する道路空間の有効活用を推進する。

シ 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用（施策番号 146）

全国津々浦々には、観光資源となる文化・歴史、自然環境、景観、釣り文化などの特色や魅力を持つ“みなと”があり、港湾協力団体や、みなとの博物館などの関係者との協働により、これら特色や魅力を生かしたみなとまちづくりを推進する。また、みなとまちづくりの拠点となる港湾緑地等において、港湾環境整備計画制度（みなと緑地 PPP）等を活用し、民間活力導入による水際線を生かした質の高い賑わい空間の創出を図る。

ス 自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出（施策番号 147）

港湾における流木等の漂流物の回収やブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出により、今後親水性の高い良好な港湾環境・景観を創造する。また、汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川環境を保全・創出する。

セ 河川空間を活用した賑わい創出の推進（施策番号 148）

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成による賑わいの創出を図る「かわまちづくり」を推進する。

また、一例として、北海道においては、川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等、川に関する情報を効果的に発信するとともに、地域と連携して、魅力的な水辺空間の創出、水辺利活用を促進し、北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する「かわたびほっかいどう」の取組を推進する。

ソ 舟運の活性化（施策番号 149）

海上の景観を楽しむなどの魅力を生かしたフェリー、離島航路、遊覧船等が観光資源として観光旅行者に幅広く利用されるよう、内航旅客船・フェリーの航路情報のデータ整備の促進を行う。また、海事観光におけるコンテンツの磨き上げや船内客室の個室化等快適な時間と空間の提供により、船旅の魅力向上を図る。

河川においては、まちづくりと一体となった「かわまちづくり」の取組支援等による船着場周辺の水辺整備を行うとともに、舟運事業者等による既存船着場の利用を推進することで、観光資源となる舟運の活性化を図る。

タ 社会資本整備等における観光振興への配慮（施策番号 150）

地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、観光振興や観光交流への効果を発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する。

チ 地域ブランドの振興（施策番号 151）

全国各地の魅力ある農林水産品・食品について、生産地特有の自然的、人文的、社会的な要因、環境の中で長年育まれた品質、社会的評価等の特性を有する產品の名称を知的財産として保護する地理的表示（GI）保護制度をご当地产品・ブランドの証として活用し、その地を訪れる呼び水とするなど GI 產品を観光資源として活用する取組を推進する。

ツ 特区制度等の活用（施策番号 152）

国家戦略特区制度（スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等）、総合特区制度、構造改革特区制度、地域再生制度、地方創生 SDGs、「環境未来都市」構想及び中心市街地活性化制度を活用して、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地域づくりや観光資源の活用に資する取組を支援する。

テ 地域の伝統芸能等の支援（施策番号 153）

無形の文化財を活用した観光による地域活性化も重要であるとの認識の下、能楽や歌舞伎等の伝統芸能や、地域の伝統行事、民俗芸能等の保存・活用を支援する。

ト 地域の文化芸術の振興（施策番号 154）

地方公共団体が地域住民や地域の芸術団体、産学官とともに実施する地域の文化芸術資源を活用した取組を支援し、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等との協働による地域滞在型の取組への支援を一体的に実施することにより、文化芸術による地域課題の解決や地域活性化を図る。

また、文化庁の京都移転を契機に進めてきた文化行政と観光等の連携の強化について、更なる発展を図る。

ナ 文化観光拠点等の整備（施策番号 155）

文化資源を中心とする観光拠点・地域を引き続き全国で整備するため、文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備の促進や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、文化財を総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特性を生かした地域振興を図るとともに、確実な継承につなげるため、文化財保存活用地域計画等の認定、作成支援を行う。

また、多彩な文化体験を提供可能な文化観光拠点地域の形成を促進するため、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、デジタル技術の積極的な活用を支援する。

二 文化財の保存・継承（施策番号 156）

文化財は我が国の歴史や文化を正しく理解するうえで重要であり、地方創生や観光振興にも欠かせない資源である。この文化財を、激甚化・頻発化する災害や人口減少等による衰退の危機から保護し確実に次世代に継承する。

ヌ ナショナル・トラスト運動等の民間取組の推進（施策番号 157）

国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するナショナル・トラスト運動について、公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。

さらに、自然環境に係るナショナル・トラスト活動の一層の促進のため、関連する情報の発信や、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 85 号）の運用を図る。

加えて、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく文化財保存活用支援団体の指定を促し、民間団体による地域の文化財の保存・活用のための取組を推進する。

ネ 離島地域等における観光振興（1.（2）② VII キ 再掲）

（2）持続可能性を高めるためのインバウンド市場・観光コンテンツの多様化

I 戰略的な訪日プロモーションの実施（1.（2）① III 再掲）

ア 様々な国・地域への戦略的な訪日プロモーションの実施

イ 欧米豪市場等の新規訪日層の開拓

ウ アジア市場等のリピーター層の再訪日意欲喚起

エ 地域の魅力の海外発信

オ AI 等デジタル技術の活用

II 地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実（1.（2）② 再掲）

（3）観光 DX・地域交通 DX の推進

ア 観光 DX の推進（施策番号 158）

先進的な技術の活用を図りながら観光分野の DX を推進することにより、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図る。具体的には、シームレスに宿泊、体験等に係る予約・決済が可能な

地域サイトの構築、その時・その場所・その人に適した情報のレコメンド、宿泊事業者における顧客予約管理システム（PMS）の導入等による業務効率化及びサービスの高付加価値化、観光地域づくり法人（DMO）等における旅行者の旅マエ・旅ナカ・旅アトの予約・移動・宿泊・購買データ等を用いたマーケティング及び観光地経営の戦略策定等の取組を推進する。

また、観光地域づくり法人（DMO）については、外部人材の登用やプロパーカー人材の新規採用による人材確保等を促進する。

加えて、事業者間・地域間のAPI連携等を促進するため、連携するデータの仕様統一化等の取組を推進する。

これらの取組を通じて、宿泊事業者における地域単位での予約情報や販売価格等の共有によるレベニューマネジメント等、事業者間・地域間のデータ連携の強化による広域での収益最大化に向けた取組を推進する。

また、生成AI等の最新技術の各分野での活用状況を踏まえつつ、今後、観光分野においてもこれらの活用を検討していく。

イ 地域交通DXの推進（1.（2）⑤キ再掲）

ウ 観光分野におけるスタートアップ支援（施策番号159）

観光客の集中に伴う過度の混雑やマナー違反等の個別課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な観光を実現するためには、優れたアイディア・技術を持ち、将来の観光産業を牽引するスタートアップの起業・育成を促進することが重要である。このため、優良事例の横展開等により、観光の諸課題の解決に取り組むスタートアップを支援する。

エ 観光に関する統計等の整備・利活用の推進（施策番号160）

各種観光統計について、観光旅行者の地域への誘客状況をより正確に把握するための結果の安定性や精度向上について検討するほか、地方公共団体や観光関連産業等に具体的・実践的な分析・活用方法を示すこと等により、施策立案等への活用を推進する。

また、データを活用した観光戦略の企画・立案に資するよう、観光資源、交通インフラ、防災情報等のGIS（Geographic Information System：地理情報システム）データを国土数値情報として整備しオープンデータとして提供するとともに、手引きや事例集の提供等を通じて人流データの利活用促進に取り組む。

さらに、訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握できる訪日外国人流動データ（FF-Data）の整備、携帯電話の位置情報データを活用した旅客流動分析の検討を行い、戦略的なプロモーション施策の基礎データとしての活用を促進する。

オ ETC2.0データを活用した周遊ルートや滞在時間等の分析（施策番号 161）

持続可能な観光地域づくりに向けて、ETC2.0データを活用した周遊ルートや滞在時間等の分析により、地域の観光施策の検討や実現を通じた地方創生の取組を支援する。また、ETC2.0データのオープン化や取得データの拡大を推進することで、地方公共団体のデータ利活用や取組の促進を図る。

(4) 観光産業の経営力強靭化

ア 多様なニーズに対応した旅行業への転換と高付加価値な商品造成（施策番号 162）

地域の自然、生活文化、地元の人々とのふれあい等の地域独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品が充実するよう、旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者による旅行商品の造成を促進する。

イ 観光産業の再生支援（施策番号 163）

観光産業について、産業全体の経営基盤・財政基盤の強化を図る。具体的には、宿泊業の健全な事業再生等を推進するため、観光地の面的な再生・高付加価値化の取組と連動して、官民ファンド、関係機関等による投資及びノウハウ支援等を行うとともに、独自の強みを生かした事業の多角化の推進等を図るなど、関係省庁が連携して必要な施策に取り組む。

また、中小企業・小規模事業者向けの資金繰り支援、経営改善、債務減免を含む事業再生支援等を引き続き実施する。官民金融機関等に対して、中小企業・小規模事業者等に寄り添ったきめ細やかな対応、借換え等への柔軟な対応、挑戦意欲を有する事業者の新たな資金調達の後押し、経営改善・事業再生支援の徹底等に向けた要請を引き続き実施していく。加えて、資本性劣後ローンの積極的な活用を含めた官民金融機関の連携の促進等に取り組む。

ウ 宿泊施設の整備促進（施策番号 164）

日本ならではの宿泊体験を提供する宿泊施設や質の高いサービスを提供する宿泊施設等、多様なニーズに合わせた宿泊施設を、地方を含めた全国各地で提供することにより、滞在期間の長期化を促し、消費の拡大を図ることが必要である。このため、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を促進するほか、一般財団法人民間都市開発推進機構が行うまちづくりファンド支援業務等による金融支援は、地域資源を生かしたリノベーション等による宿泊施設の整備へも活用が可能なことから、これら事業による支援も図る。

エ 官民ファンドによる事業再生支援等の強化（施策番号 165）

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）を含む官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備する。

才 海外の有望な観光関連企業の誘致（施策番号 166）

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等による、海外のビジネス界に向けた対日直接投資の支援や関連施策に関するプロモーション、海外企業の招へいによる視察・マッチング機会の提供、日本拠点の設立支援等を通じて、観光関連を含む海外企業の誘致や日本企業との協業を促進する。

力 廃旅館等への対応による観光地再生の推進（施策番号 167）

地方の温泉街の中心地などでは、団体旅行などを受け入れてきた規模の大きな旅館等が、宿泊需要の変化により廃屋となっている例が見られ、例えば個人旅行者向けに規模を縮小すれば新たな旅館等の再生が見込める場合でも、廃旅館等の解体・減築費が新たな宿泊事業に比して過大となるため再生に向けたボトルネックとなっているケースがある。

このような課題に対応するため、温泉街の中心地などで廃旅館等を撤去・減築し、新たな宿泊施設等へ再生する事業への支援措置により、まちのにぎわい再生と地方誘客の促進を図る。

（5）健全な競争環境の整備

旅行業務の適正な運営の確保等（施策番号 168）

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する立入検査を適時適切に実施することにより、旅行業務の適正な運営の確保等を通じた旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。

特に貸切バスツアーについては、運賃の下限割れ防止対策や旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の仕組みの活用により、旅行における安全確保を図る。

（6）観光人材の確保

ア 観光地・観光産業の担い手の確保（施策番号 169）

観光分野における人材育成に向けては、観光人材育成ガイドラインに基づいた教育プログラムを地域の関係者を巻き込んだ形で支援するなど、観光地経営人材及び観光産業人材の育成、観光教育の普及促進を進める。また、専修学校において、地域・産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した職業人材養成モデルを地域企業や地方公共団体等と連携し、構築する。

観光産業における人材不足の解消に向けては、観光産業の DX 支援等を通じて収益力の向上や経営の効率化を支援するとともに、支援の際に賃金水準の引き

上げを求めるここと等を通じて、従業員の待遇改善を図り、コロナ禍による離職者の復帰や宿泊業の魅力向上に向けた取組等を含めて、国内人材の担い手確保を進める。また、宿泊施設において人手をかけるべき業務に人材を集中投下するため、省力化に向けた設備投資を促進する。

加えて、特定技能制度や令和9年度から開始される育成就労制度について、業界団体とも連携し、宿泊業の魅力、雇用環境等を外国人材に向けて積極的に周知・発信するなど、外国人材の活用を推進するための必要な環境整備に取り組む。

イ 通訳ガイドの質の向上及び活用の拡大（施策番号 170）

通訳案内士は、訪日外国人旅行者の満足度の高い旅行を支える上で重要な役割を担っており、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応するための質の維持・向上や利用促進が重要である。そのため、通訳案内士の質の維持・向上策として、通訳案内士試験に合格して間もない通訳案内士への基礎研修や通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第30条第1項に基づく研修の受講促進の方策等を講ずる。また、通訳案内士の認知度向上を通じた就労機会の拡大を図るため、その役割や魅力、活用方法等に係る情報発信を強化するとともに、通訳案内士と旅行会社等とのマッチングを促す取組を進める。さらに、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用促進等により通訳案内士の登録手続きの利便性の向上を図る。

ウ 持続的なローカルガイドの確保（施策番号 171）

歴史や文化、自然等の地域の魅力を伝えるローカルガイドは、観光コンテンツの付加価値を高め、旅行者の消費単価や満足度の向上、地方誘客の促進に加え、地域におけるシビックプライドの醸成等により、持続可能な観光地域づくりを支える存在として重要な役割を担っている。特に地方部での人材確保の困難性も踏まえ、地域における質の高い観光コンテンツとガイド人材の安定的な供給のための取組を支援し、職業としてのローカルガイドの確立とそれを基盤とした持続的なビジネスモデルの確立を推進する。

（7）多様なニーズに対応した受入環境整備

ア ユニバーサルツーリズムの推進（2.（2）ウ 再掲）

イ 公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化（2.（2）エ 再掲）

ウ 共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進（2.（2）オ 再掲）

エ 身体障害者等の運賃割引の促進（2.（2）カ 再掲）

オ 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実（1.（2）⑥
オ 再掲）

（8）休暇の分散・旅行需要の平準化

ア ワークーションの普及・定着（2.（2）ア 再掲）

イ 関係人口の創出や二地域居住の促進（2.（2）イ 再掲）

ウ ラーニング等の促進（2.（1）ア 再掲）

エ 休暇を取得しやすい職場環境の整備（2.（1）イ 再掲）

オ 休暇取得の分散化の促進（2.（1）ウ 再掲）

（9）災害・感染症危機・テロ対策等安全・安心な滞在環境の実現

ア 防災情報の提供（施策番号 172）

線状降水帯や台風、大規模地震・津波、広域降灰を含む大規模な火山噴火等が発生した際にも観光旅行者が適切に防災対応をとれるよう、次期及び次々期静止気象衛星、二重偏波気象レーダー、地震・火山観測施設の更新整備等によって監視体制を維持・強化するとともに、最新のスーパーコンピュータシステムやAI技術の活用等により、気象庁から地方公共団体、報道機関、観光旅行者等に提供する防災気象情報の高度化や精度向上を推進する。

また、火山の多くは観光資源である一方、災害をもたらすおそれがあることから、観光旅行者の安全確保等を図るため、国・地方公共団体・火山専門家等から構成される火山防災協議会における共同検討を通じて、避難計画や火山防災マップの策定を推進する。

加えて、訪日外国人旅行者等に対する津波フラッグ等を活用した情報伝達の推進にも引き続き取り組む。

イ 避難体制の強化（施策番号 173）

災害時における道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供のため、通行可否情報等の集約の強化やSNS等を通した幅広い周知等を推進する。

また、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が提供する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報を加え、その提供を推進する。

ウ 訪日外国人旅行者等の災害被害軽減（施策番号 174）

地方誘客のより一層の推進及び観光の持続的発展を目指すため、政府一体となって総合的な災害対策を推進し、安全・安心の確保に努める。そのためには、地方公共団体、公共交通事業者等の各機関における危機管理・災害対応の中に、訪日外国人旅行者をはじめとする観光客の視点を含めていくことが重要である。

地方公共団体においては、地域防災計画を含め、観光客の視点を盛り込んだ災害時の対応を含む計画・マニュアルが定められているが、現状一部である。そのため、地域防災計画において観光客に係る対応を盛り込み、充実させるなど、訪日外国人旅行者を含む観光客を対象とした災害時の対応を定める計画・マニュアルの策定を更に推進していく。その際、都道府県と市区町村が有機的に連携して観光客の安全・安心を確保する取組を支援していく。

また、訪日外国人旅行者向けの災害情報発信については、災害発生時や災害発生に備え、これまで災害時情報提供アプリの普及促進を行うとともに、日本政府観光局等のウェブサイトやSNS、コールセンターにより多言語での情報提供を行ってきたところ、各種の情報提供ツールを確保しつつ、外国人旅行者がより一層安全・安心に旅行できるよう、情報提供内容の充実を図る。また、気象庁が発表する防災気象情報の改善について的確にフォローし、インバウンドに対し適切に情報提供していく。

加えて、災害・危機が発生した際、訪日外国人も含めた旅行者の円滑な避難誘導を実現するため、災害時等の連絡体制、情報収集・発信の枠組み、旅行者の支援体制等を盛り込んだ「観光危機管理計画」について、地方公共団体・観光関連事業者による策定を推進し、安全・安心な訪日旅行環境の整備を進める。

また、空港については引き続き、全国の95空港において策定された空港BCP(A2-BCP)により、航空旅客等が適切に情報を収集し、安全に避難し、全ての滞留者が一定期間、安全・安心に空港内に滞在できるよう受入体制を構築するとともに、空港アクセスの確保については、交通事業者等の関係機関との連携を図り、総括的なアクセス交通マネジメントの体制を構築する。

エ クマに関する注意喚起や出没情報等に関する多言語発信（施策番号175）

インバウンドを含めた観光客等の安全・安心の確保を図るため、SNSや国立公園のビジターセンター等を通じて、観光客に守っていただきたい行動（クマへの餌やり禁止、ゴミ放置禁止、クマに接近しない等）について多言語で発信するとともに、地域におけるクマの出没情報など多言語での正確な情報発信に向けた環境整備を推進する。

オ 次の感染症危機への対応（施策番号176）

内閣官房に設置された内閣感染症危機管理統括庁を司令塔として、コロナ禍での経験も踏まえ、次なる感染症危機に万全を期す。

平時には、令和6年7月に全面改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、国及び都道府県を始めとした多様な主体が参画する実践的な訓練の実施等を行う。

加えて、国内外において安心して旅行できるよう、コロナや麻しん・風しんなど既存の感染症のみならず、新たな感染症が発生する可能性も念頭に、国内外での感染症の発生動向を継続的に監視・分析し、それにより得られた情報や感染症の予防方法等の情報について、国及び地方公共団体において人々に幅広く情報提供を行うとともに、訪日する外国人に対し、我が国への入国前に自國において自身の予防接種歴等の確認及び必要なワクチン接種を行うことが望ましい旨を多言語で周知する。

感染症有事においては、国立健康危機管理研究機構（JIHS）から提供される科学的知見も活用し、感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように感染状況等を踏まえた適切な措置を講じる。

さらに、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由、実施主体等を明確にしながら、国内の関係機関を含む国民等に対し、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、情報提供・共有を行う。

カ 公共交通機関の安全対策の推進（施策番号 177）

鉄道・自動車交通・海上交通・航空の公共交通機関等について、事故を防止するため、ハード面においては保安設備の整備、技術開発等の措置、ソフト面においては、公共交通事業者等への運輸安全マネジメント評価及び保安監査の実施等の措置を講じ、引き続き観光旅行者の安全な輸送の確保を図る。

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に盛り込まれた各種措置を着実に実施すること等により、貸切バスの安全・安心な運行の確保を図る。

令和4年12月にとりまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を着実に実施し、旅客船の安全運航の確保を図る。

キ 道路交通の安全対策等の推進（施策番号 178）

行楽地を中心に、必要に応じた交通規制、交通整理及び交通指導取締りの強化並びに白タク対策等の推進に努める。また、行楽期には、事前広報や臨時交通規制を実施するとともに、交通量の変動に対応した信号制御を行うほか、交通渋滞情報等の提供により迂回を促すなど、行楽車両の適切な配分誘導に努める。

一般道路においては、交通安全施設等の整備を推進し、このうち生活道路においては、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せによ

り交通安全の向上を図る「ゾーン30 プラス」を推進する。幹線道路においては、事故危険箇所における集中的な対策を推進する。そのほか、英字を併記した規制標識「一時停止」等、国民及び訪日外国人旅行者の双方にとってわかりやすい道路標識の整備を推進する。高速道路等においては、交通安全施設等の整備等、事故防止に向けた交通安全対策を推進するとともに、付加車線の整備等による渋滞対策、道路交通情報の提供等利用者サービスの向上を推進する。

また、外国人の交通事故の増加を踏まえ、ビッグデータ等を活用して外国人特有の危険箇所を把握し、適切な情報提供や案内の実施等の安全対策を推進する。レンタカー事業者と連携し、車両の貸渡し時における国際運転免許証等の確認の徹底や外国人運転者向けの啓発動画やリーフレット等の活用による日本の交通ルールの周知徹底を図る。また、自転車や特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者等とも連携し、外国人運転者向けの広報啓発資料等の活用による日本の交通ルールの周知徹底を図る。

ク 宿泊施設の防火安全対策の推進（施策番号 179）

防火対象物定期点検報告制度及び旅館・ホテル等を対象とした「適マーク制度」について、防火セイフティマーク（防火基準点検済証、防火優良認定証）や適マークの活用も含め、利用者である国民及び事業者である旅館・ホテル等の管理権原者に対する積極的な周知・広報を行うとともに、重大な違反のある防火対象物については、早期是正を促進するほか、違反内容を公表する「違反対象物の公表制度」により利用者への情報提供を促進する。

また、火災時における防火避難上の安全性の確保を図るため、保安上の危険性が高い旅館・ホテル等について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期調査の徹底や、特定行政庁による必要な改善指導・助言等の実施を推進する。

ケ テロ対策及び犯罪対策の推進（施策番号 180）

「『世界一安全な日本』創造戦略2022」（令和4年12月20日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定）等に基づき、各種テロ対策及び犯罪対策を推進することにより、テロや犯罪による被害の発生を未然に防止する。

コ 外国人の急訴・相談等への対応環境の整備（施策番号 181）

訪日外国人旅行者等が、我が国の良好な治安等を体感できるよう、以下のとおり、日本語を解さない外国人からの急訴・相談等に迅速・的確に対応するための体制・環境の整備を推進する。

- ・警察の各種手続等において訪日外国人旅行者等に適切に対応するため、必要な通訳体制を整備する。また、多言語翻訳機能を有する装備資機材等を活用する。

- ・訪日外国人旅行者等が容易に我が国警察の制度、活動等に関する情報を入手できるようするため、ウェブサイトを見直すとともに、防犯・交通安全に関する情報や警察が所管する各種規制に関する情報等について、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、情報発信を強化する。
- ・全都道府県において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの運用が行われているところ、緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるための対応力の強化に努める。
- ・日本語以外での119番通報に対して迅速・的確に対応するため、消防指令センターと通訳を交えて三者で通話を行う三者間同時通訳システムが全国の消防本部において導入されるよう促進する。
- ・我が国を訪れる外国人が急な病気やけがをした際など、緊急時に不安を感じないよう、救急車の利用方法すぐに119番通報すべき重大な病気やけがで救急車を利用する際のポイント等を掲載した「救急車利用ガイド」の活用を推進する。
- ・救急隊が外国人傷病者を対応する際、円滑なコミュニケーションと救急活動ができるよう、全国の消防本部に対し、多言語音声翻訳システム「救急ボイストラ」等の導入を促進する。

第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

観光が我が国の経済成長を牽引し、地域経済に活力を与えながら持続的に発展していくよう、国は、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、旅行・宿泊・交通・小売・飲食・レジャー・観光コンテンツ等従来からの観光関係団体・事業者に加え、IT・保険・金融等観光分野で新たなビジネスを創出する多様な事業者を含めた経済界、マスコミ等幅広い関係者と連携し、オールジャパンの取組で観光立国を実現するべくリーダーシップを發揮するものとする。

具体的には、関係省庁が連携して、戦略的に必要な施策を策定し、スピード感を持って実施されるよう工程管理を行う。この際、観光庁が主導的な役割を果たすものとする。また、観光は、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）や民間が中心的な役割を果たすことが基本であるが、国は、今後の発展が見込める成長の芽を戦略的に取り込む分野について、先導的な役割を果たすとともに、統計の整備・利活用の推進、諸外国の動向把握、国内外の先進事例の収集を行う。地方運輸局をはじめとする関係する国の地方支分部局は、地域の取組主体に対して独自の付加価値を提供することで、地域における観光地域づくりを促進する。

さらに、国は、各地域における施策の具体的な取組の推進を図るべく、地域ごとに異なる課題の解決及び地域の特色を生かした観光振興のための環境を整備する。地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）や民間の先進的な取組については、これを支援し、ひいては国全体のレベルが向上することを狙う。

加えて、国は、観光客の集中等により生じる影響や課題の解消に向けて、多様な観光事業者等と連携し住民意見も反映したうえで、国際観光旅客税を活用して必要となる財源確保を行なながら、地域の実情に応じて適切に対応するとともに、観光振興を図ることの意義や目的についての国民の理解を一層深めることを目指す。

地方運輸局は、地域内外のステークホルダーとの関係を構築し、地域の実情・課題を把握した上で、観光地域づくりの取組を促進するため、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）や民間事業者など地域の取組主体に対し、独自の強みを生かした付加価値を提供しながら、観光庁が企画・立案した施策を地域において実施する役割を果たす。このため、行政区域を超えた広域的な計画の策定や、計画に基づく取組に地域の関係者と協働して取り組むとともに、観光客の集中に伴う過度の混雑や二次交通の確保など地域で生じている個別課題の解消に向けて伴走的な支援を行う。さらに、観光統計に基づいた地域別の市場動向の分析を行い、地域の関係者に提供することで、地域の取組を促進する。

地方公共団体は、国内外の多様なニーズに応えることができる豊富な観光資源を有していることを再認識し、地域の住民生活の質も確保しつつ、国内外からの観光旅行者を歓迎するまちづくりに努める。そのため、観光地域づくりの司令塔としての役割を果たす観光地域づくり法人（DMO）に対し積極的な連携・支援を行うとともに、地域の多様な関係者との連携を図る。その際、他地域の先進的事例を参考としつつ、地域間で互いに切磋琢磨しながら地域の特性に合った手法を創り出し、各地域の魅力を更に高めていく。また、施策の効果的な実施を図るため、観光の意義を部局横断的に共有して関係部局間の緊密な連携を図り、地方公共団体としての総合力を発揮するとともに、広域的な連携協力や地域間の連携協力を一層推進するよう努める。

観光地域づくり法人（DMO）は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら明確なコンセプトに基づく観光地域づくりの実現を目指し、宿泊税や入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保等による体制整備・機能強化を図りつつ、データに基づく戦略を策定するとともに、科学的アプローチを取り入れた取組を着実に遂行するための調整を行う。

観光関係事業者は、農林水産・伝統工芸等、多種多様な分野の事業者とも連携し、地域経済に直接寄与することとなる地域產品をはじめ、魅力ある商品の提供やサービスの質の向上を図る。また、観光地域づくり法人（DMO）をはじめとする多様な関係者と連携しながら、観光地域づくりに参画し、客観的なデータに基づく事業活動を行うことにより、地域の自律的な進展を促しつつ雇用・経済を支えていく。そして、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、満足度の高い魅力ある観光地域づくりに努める。

観光旅行者は、地元の工芸品や地域食材を使った食事を積極的に選ぶなど地域経済への貢献を心がけるとともに、訪れる国又は地域の固有の文化・歴史等に対する理解を深め、ごみをポイ捨てしない、無断で写真を撮らない、混雑する場所に大きな荷物を持ち込まない等、旅先の環境やそこで暮らす人々にも配慮しながら、そこでのマナーを守り、観光資源、観光地域等の魅力を損ねることのないよう保ち、将来にわたって多くの人々が観光旅行を楽しめるよう努める。またそのためにも、国や地方公共団体、観光関係事業者は、観光旅行者にマナー・文化・風習への理解を促すための周知・啓発に係る取組を講じる。

住民にとって、観光立国の実現が、観光交流の拡大により精神活動を含めて生活の質の充実に貢献すること、地域社会・経済の活性化につながること、我が国の歴史的・文化的価値を再認識するプロセスであり、日本の魅力の再活性化にもつなが

ることを認識できるよう、そして国内外の観光旅行者を「おもてなしの心」を持って迎え入れることができるよう、官民が連携・協力して必要な環境整備等に努める。加えて、地域の文化・伝統の継承に協力するとともに、住民が自らの地域・都市に對して愛着や誇りを持つことができ、観光旅行者も快適かつ安全に観光を満喫することができるようなまちづくりや景観づくりへ主体的に参画できるよう努める。

2. 政府が一体となった施策の推進

「1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」において述べたように、今後も我が国の観光を持続的に発展させていくためには、幅広い分野にわたる取組が必要である。

このため、観光立国推進閣僚会議の場を活用するほか、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関は緊密な連携・協働を図り、さらに、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、公益社団法人日本観光振興協会等の観光関係団体、観光関係事業者、経済界、マスコミ等とも一体となって、この基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。

3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

この基本計画は、観光立国推進基本法において示された基本理念と施策の方向性に従い、令和12年度までを念頭に策定したものであるが、我が国内外の社会経済情勢は刻一刻と変化しており、今後、観光を巡る諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。

このため、この基本計画についても、必要に応じ有識者の助言を受けつつ、目標の達成状況、施策の推進状況に関する点検を行うとともに、施策の効果に関する評価を行う。観光庁は、関係省庁に対し、当該点検・評価の結果について施策に反映させるよう、働きかけを行う。

4. 地域単位の計画の策定

各地域において、観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画が策定されている。持続的に発展していく観光を実現するためには、この基本計画や観光を巡る情勢の変化等を踏まえ、必要な計画の策定や見直しを行うことが望まれる。

地域単位の計画の策定や見直しについて、地方運輸局等は、行政区域を越えた広域的な計画の策定や地域の関係者との協働を進めるため、積極的に支援・協力をを行うものとする。

5. おわりに

令和6年5月に世界経済フォーラム（WEF）が発表した「Travel & Tourism Development Index 2024（旅行・観光開発ランキング 2024）」において、我が国は「文化資源」、「安全・安心」等複数の指標で評価され、アメリカ、スペインに次いで世界3位を獲得するなど、旅先としての日本の魅力は、国内にとどまらず、世界的にも高い評価を得ている。今後も、観光客の受入れと住民生活の質の確保との両立等、時々に生じる課題に柔軟に対応しながら、観光立国の実現を目指して、不断の取組を進めていくことが求められる。

国際平和と豊かな国民生活を象徴する観光が、全国津々浦々にその恩恵を行きわたらせ、ひいては我が国の魅力・活力を次世代にも持続的に継承・発展させることができるように、この基本計画を政府一丸、官民一体となって着実に実施していく。